米をめぐる関係資料

令和 2 年 1 0 月 農林水産省

目次

【① 我が国における米の状況】 3	【② 需要に応じた生産の推進に向けた施策等】 29
○ 我が国におけるコメ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 食料·農業·農村基本計画本文(米·水田関係抜粋)······30
○ 米の全体需給の動向(昭和35年~) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	○ 食料・農業・農村基本計画:令和12年度における
〇 米の需要量及び販売価格の動向口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)・・・・・・31
○ 産地別民間在庫の状況(令和2年8月)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 水田活用の直接支払交付金・・・・・・・・・・・・・・・・32
○ 米の用途別・年産別面積の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	○ 水田農業の高収益化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
○ 米の流通経路別流通量の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 小麦、大豆等の需要の拡大状況・・・・・・・・・・・・・ 34
○ 米の流通の状況(平成16~30年産米) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	○ 収入保険制度の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・35
○ 家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移・・・・・・・11	〇 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)・・・・・・・・・・36
○ 家庭における1世帯当たりの支出金額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・12	〇 米穀周年供給·需要拡大支援事業 ······37
○ 米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合・・・・・・・・・13	○ 主食用米の需給安定の考え方について・・・・・・・・・・・・・38
○ 米の消費動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例・・・・・・39
○ 主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	○ 農業再生協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 小売価格の推移(POSデータ)・・・・・・・・・・・・・・・・18	○ 需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)・・・・・・・・41
○ 小売段階での販売価格の推移(POSデータ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・19	○ 全国的な推進組織について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
○ 茶わん1杯のお米の値段 ・・・・・・・・・・・・・・・・20	○ 需要に応じた販売について(低価格帯の需要への生産・販売の拡大)・・・・・・43
○ 販売目的で作付けした水稲の作付面積規模別農家数・・・・・・・・・ 21	○ 中食・外食向け販売量の状況について(中食・外食向け販売実態調査結果)・・ 44
○ 米の作付規模別60kg当たり生産費(平成30年産)・・・・・・・・・・22	○ 中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 水田の利用状況の推移・・・・・・・23	○ 産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェアについて・・・・・・・・47
○ 水田の利用状況(令和元年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24	○ 米の消費拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
○ 政府備蓄米の運営について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	○ 中食・外食向け米の多収品種・・・・・・・・・50
○ 東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄・・・・・・・・・・26	○ 生産コスト低減に向けた具体的な取組・・・・・・・・・・・・・51
福島県における県産米の安全・安心確保への取組・・・・・・・・・・・27	○ スマート農業実証プロジェクト・・・・・・・52
令和2年産米の作付制限等の対象地域(令和元年産との比較)・・・・・・・28	〇 スマート農業実証プロジェクト 実証圃場一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	○ 農産物規格・検査の見直しについて・・・・・・・・・・・・ 54
	○ 規制改革実施計画のポイント(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)・・・・・・・55
	○ 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)・・・・・・・・・・・56
	○ 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について・・・・・・・・・ 57
	○ 現行の農産物規格・検査の概要・・・・・・・・・・・・ 58
	○ 米(玄米・精米)の物流合理化について・・・・・・・・・・・・・・・・59

目次

【③ 新規需要米の取組状況】 60	【④ コメの輸出・輸入】 //
○ 飼料用米の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61	○ 食料・農業・農村基本計画におけるコメ・コメ加工品の輸出に係る位置づけ・・・78
○ 多収品種について・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	○ コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況・・・・・・・・・・・ 79
○ 令和元年産飼料用米の出荷方式、品種別面積・・・・・・・・・・・・・・・63	○ 新型コロナウイルスの感染拡大がコメ輸出に与える影響・・・・・・・・80
○ 飼料用米の供給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64	○ 商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移・・・・・・・・・・・81
○ 配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制・・・・・・・・65	○ 一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要・・・・・・82
○ 飼料用米の流通経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ コメ・コメ関連食品の輸出拡大に向けた取組・・・・・・・・・・・・83
○ 飼料用米の需要情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67	○ コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想・・・・・・・・・・・・・・・84
○ 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援・・・・・・・ 68	○ コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの参加状況(令和2年9月30日時点)・・・・・85
○ 飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組・・・・・・・・・69	○ 中国向けコメ輸出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
〇 飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例 ・・・・・・・・・・・・・70	○ 経営規模・生産コスト等の内外比較 ・・・・・・・・・・・・・87
○「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催・・・・・・・・・・・・・・・・72	○ 日米の水稲栽培法の主な違い ・・・・・・・・・・・・88
○ 米粉用米の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73	○ コメの内外価格差 ・・・・・・89
○ 米粉によるグルテンフリー食品市場の取り込みに向けて・・・・・・・ 74	○ MA米の運用に関する政府の方針・見解・・・・・・・・・・・・・・・・・90
○ 日本酒原料米の需要動向について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ MA米の販売状況 ······91
○ 酒造好適米の需要に応じた生産について・・・・・・・・・・・・・・・76	○ MA米の運用に伴う財政負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・92
	○ TPP11におけるコメの豪州枠の運用・・・・・・・・・・・・・・・・93
	○ 総合的なTPP等関連政策大綱[米関係抜粋]・・・・・・・・・・・・94
	○ 総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し・・・・・・・95

① 我が国におけるコメの状況

我が国におけるコメ

コメの国内生産(稲作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可 欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。

〇 我が国の食料自給率(令和元年度)

生産額ベース カロリーベース

平成30年度

37%

66%

令和元年度

38%

66%

(参考)品目別供給熱量自給率

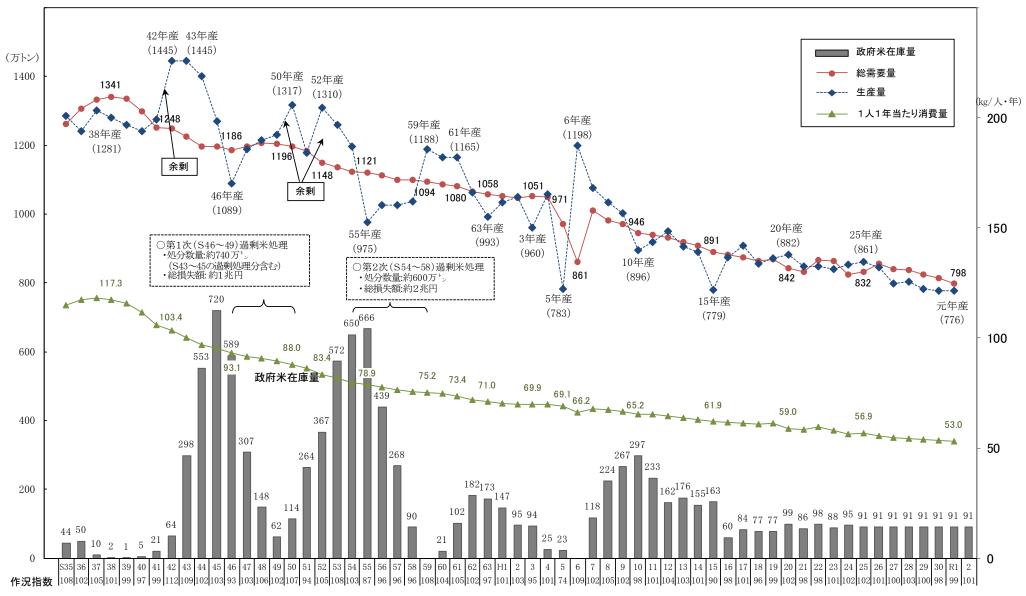
コメ	小麦	大豆	野菜	果実
98%	17%	22%	76%	32%
畜産物	砂糖類	油脂類	魚介類	その他
15%	35%	3%	54%	23%

- ・農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメは100%近い自給 率を維持。
- ・コメは、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食 料安全保障の要。

我が国におけるコメの重要性

- 国民の主食であり、食文化の基礎 [国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、 おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例. 団子、白 玉)、米菓(例、せんべい、あられ)、日本酒などの原 材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。〕
- 農業生産・農村経済の中核 〔農業生産額の約2割がコメ(H30)。全耕作地の半分 以上が田(R1)。全農業経営体の7割が稲作(H30)。]
- 稲作や水田の有する多面的機能 〔国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良 好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産 活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の 機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農 村基本法第3条)。]
- 日本人の歴史や文化と密接な関係 〔稲作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。 江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、 税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。 稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。〕

米の全体需給の動向(昭和35年~)



- 注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
- 2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
- 3. 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
- 4. 総需要量は、「食料需給表」(4月~3月)における国内消費仕向量(陸稲を含み、主食用(米菓・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
- 5. 生産量は、「作物統計」における水稲と陸稲の収穫量の合計である。
- 6. 1人1年当たり消費量は、「食料需給表」(4月~3月)における1人当たり供給純食料(精米ベース)の1年当たり数量である。

米の需要量及び販売価格の動向

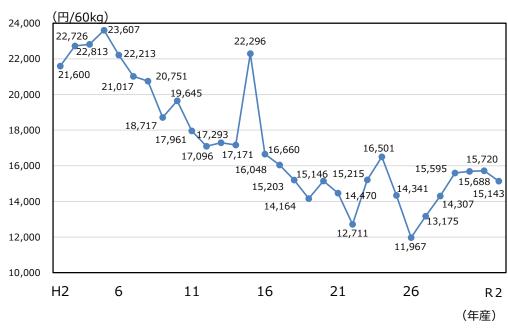
- 〇 主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にある。最近は人口減少等を背景に年10 万トン程度に減少幅が拡大。
- 〇 米の販売価格は長期的に低下傾向で推移しているが、近年は堅調に推移。

【主食用米の需要量の推移】

(万トン) 1000 944 950 912 近年は▲8万5/ノ年程 907 895 900 913 865 886 852 872 850 862 824 814820 ₈₁₃ 800 740 ₇₃₅ 750 最近は▲10万5/一年程 700 713 650 H10/11 15/16 20/21 25/26 R1/2

資料:農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針 |

【米の販売価格の推移】



資料:(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1:平成2~17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。

注2:平成18年産以降は出回り〜翌年10月(令和元年産は令和2年8月まで、令和2年産は令和2年9月まで)の相対取引価格の平均値。

注3:センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの 前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

(単位:千玄米トン)

			;	30/元年産			元/2	年産	
			元年 6月	元年 7月	元年 8月 ①	2年 6月	2年 7月	2年 8月 ②	対前年 同月差 ②-①
北	海	道	146. 1	108. 9	75. 3	147. 4	113. 9	84. 6	+ 9.2
青		森	76. 4	59. 5	43. 1	93. 7	76. 0	61. 1	+ 18.0
岩		手	59.8	43. 8	29. 3	86. 5	67. 9	49. 6	+ 20.3
宮		城	87. 1	69. 2	54. 3	112. 3	89. 2	68. 9	+ 14.5
秋		田	95. 8	66. 1	41. 2	115. 9	83. 6	57. 2	+ 15.9
山		形	69. 1	53. 7	40. 4	102. 6	85. 4	69. 0	+ 28.6
褔		島	100. 1	79. 0	56.0	124. 3	103. 6	87. 1	+ 31.1
茨		城	43. 1	29. 8	33. 6	50. 3	36. 0	44. 9	+ 11.3
栃		木	82. 2	65. 5	47. 0	79. 0	65. 3	52. 5	+ 5.6
群		馬	13. 9	10. 9	7. 9	9. 6	8. 1	6. 7	▲ 1.2
埼		玉	12. 8	10. 3	7. 8	13. 4	10. 4	7.7	▲ 0.1
千		葉	29. 9	19. 3	45. 9	25. 8	15. 4	49. 2	+ 3.3
東		京	0.0	0. 0	0.0	0. 0	0. 0	0.0	+ 0.0
神	奈	ЛI	0. 5	0. 4	0. 3	0. 7	0. 6	0. 5	+ 0.2
山		梨	2. 3	1. 9	1. 4	2. 7	2. 0	1. 4	+ 0.0
長		野	24. 5	22. 4	16. 6	39. 6	29. 6	20. 8	+ 4.2
静		畄	3. 5	2. 0	3.8	5. 5	3. 5	5. 3	+ 1.5
新		澙	84. 9	58. 9	35. 1	121. 5	84. 7	53. 7	+ 18.6
富		山	31. 6	21. 7	14. 6	34. 3	25. 8	19. 9	+ 5.3
石		Ш	23. 2	17. 1	13. 5	22. 9	16. 6	11. 6	▲ 1.9
褔		井	26. 8	19. 0	14. 8	29. 6	22. 2	18. 1	+ 3.3
岐		阜	10. 6	8. 7	8. 2	16. 6	14. 3	12. 4	+ 4.2
愛		知	14. 2	10. 8	8. 6	15. 7	12. 3	10. 8	+ 2.1
Ξ		重	15. 4	10. 0	15. 5	14. 7	7. 6	14. 4	▲ 1.0

			;	30/元年産			元/2	年産	
			元年 6月	元年 7月	元年 8月 ①	2年 6月	2年 7月	2年 8月 ②	対前年 同月差 ②-①
滋		賀	26. 2	19. 1	14. 8	25. 6	19. 1	16. 3	+ 1.5
京		都	4. 6	3. 6	2. 4	5. 5	4. 5	3. 4	+ 1.0
大		阪	0. 5	0. 4	0. 3	0. 7	0. 5	0. 4	+ 0.1
兵		庫	20. 0	16. 5	12. 8	22. 0	18. 9	15. 3	+ 2.4
奈		良	3. 3	2. 4	1. 7	4. 4	3. 4	2. 5	+ 0.8
和	歌	山	0. 6	0. 5	0. 3	0.8	0. 6	0. 6	+ 0.2
鳥		取	11. 4	8. 3	5. 7	13. 6	9. 3	6. 1	+ 0.4
島		根	12. 8	8. 9	6. 7	10. 1	6. 7	4. 5	▲ 2.2
岡		日	24. 4	19. 6	14. 0	28. 0	23. 1	18. 3	+ 4.3
広		島	14. 8	11. 4	8. 2	14. 5	11. 2	8. 4	+ 0.2
山		П	17. 0	13. 1	10. 2	14. 2	11.0	8. 6	▲ 1.6
徳		島	3. 6	2. 5	7. 2	4. 0	3. 0	10.8	+ 3.6
香		JII	9. 4	7. 5	6. 1	8. 5	6. 6	5. 7	▲ 0.4
愛		媛	4. 2	3. 1	3. 6	3. 5	2. 7	3. 7	+ 0.1
高		知	3. 0	2. 2	9. 6	2. 9	2. 0	7.4	▲ 2.2
福		畄	26. 2	18. 9	13. 5	19. 7	13. 8	9. 6	▲ 3.9
佐		賀	16. 7	12. 2	9.8	13. 0	10. 6	9. 7	▲ 0.1
長		崎	4. 5	3. 3	2. 6	3. 2	2. 4	2. 3	▲ 0.3
熊		本	27. 5	21. 5	18. 1	19. 8	14. 1	11. 4	▲ 6.7
大		分	8. 9	7. 2	5. 9	5. 6	4. 1	3. 3	▲ 2.5
宮		崎	3. 6	6. 0	7. 4	3. 2	3. 6	6. 7	▲ 0.8
鹿	児	島	8. 8	7. 9	10. 2	8. 3	6. 9	8. 5	▲ 1.7
沖		縄	0. 3	0. 6	0. 5	0. 3	0. 6	0. 4	▲ 0.2
全		国	1, 310. 0	990. 0	790. 0	1, 540. 0	1, 190. 0	1, 000. 0	+ 210.0

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注:1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

² 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入量が500トン以上)、 米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

(単位:万ha)

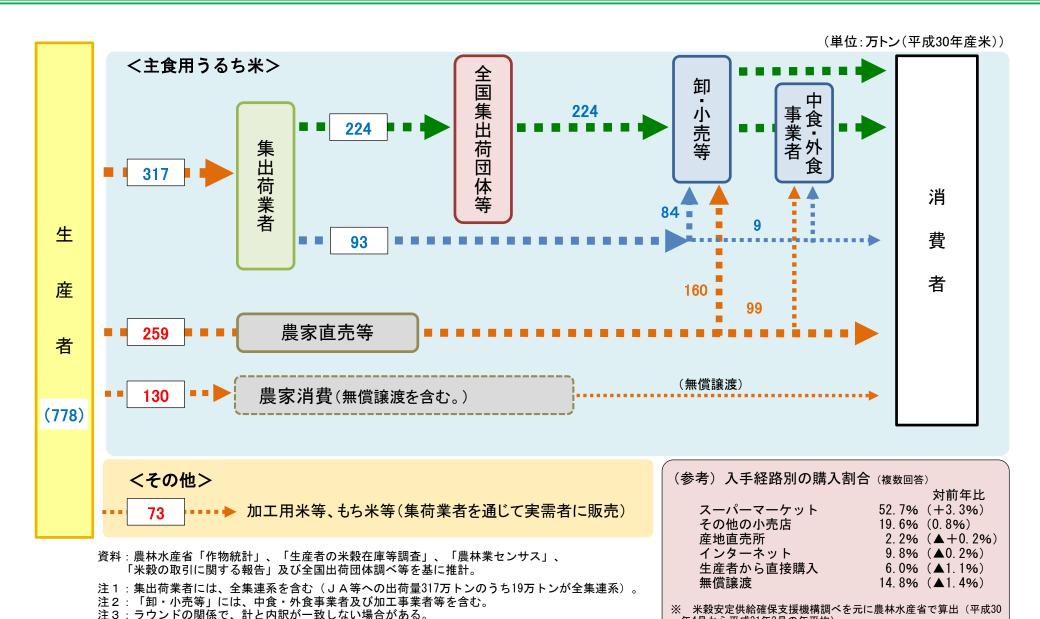
用途											(辛四.刀間)
年産	主食用米	生産量(万トン)	備蓄米	加工用米	新規 需要米	飼料用	WCS 〔稲発酵粗 飼料稲	米粉用	新市場 開拓用 (輸出用米等)	酒造用	その他
H20	159.6	866	H22年産	2.7	1.2	0.1	0.9	0.0	0.0	_	0.2
H21	159.2	831	までは、 主食用米	2.6	1.8	0.4	1.0	0.2	0.0	1	0.1
H22	158.0	824	として生産	3.9	3.7	1.5	1.6	0.5	0.0	-	0.1
H23	152.6	813	1.2	2.8	6.6	3.4	2.3	0.7	0.0	-	0.1
H24	152.4	821	1.5	3.3	6.8	3.5	2.6	0.6	0.0	-	0.1
H25	152.2	818	3.3	3.8	5.4	2.2	2.7	0.4	0.1	-	0.1
H26	147.4	788	4.5	4.9	7.1	3.4	3.1	0.3	0.1	0.1	0.1
H27	140.6	744	4.5	4.7	12.5	8.0	3.8	0.4	0.2	0.1	0.0
H28	138.1	750	4.0	5.1	13.9	9.1	4.1	0.3	0.1	0.1	0.0
H29	137.0	731	3.5	5.2	14.3	9.2	4.3	0.5	0.1	0.1	0.0
H30	138.6	733	2.2	5.1	13.1	8.0	4.3	0.5	0.4	-	0.0
R元	137.9	726	3.3	4.7	12.4	7.3	4.2	0.5	0.4	-	0.0
R2	136.6	735 (9/15現在)	3.7	4.5	12.6	7.1	4.3	0.6	0.6	_	0.0

注1: 主食用米:統計部公表値。備蓄米:地域農業再生協議会が把握した面積。加工用米及び新規需要米:取組計画認定面積。

注2: 新規需要米の「酒造用」については、「需要に応じた生産・販売の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米であり、 平成30年産以降は取りまとめていない。

注3: R2年産の作付面積は、9月18日現在の速報値である。

注4: ラウンドの関係で、新規需要米の合計と内訳は合わない場合がある。



年4月から平成31年3月の年平均)

米の流通の状況(平成16~30年産米)

【生産段階】	(単位:万トン)

工生权	PH A												(単位:	<u> 万トン)</u>
	生産量		出荷·販	志	農家消	事	その他							
年産			ш 10, ж	.) [農家消費等		(0)		加工用米等		もち米		減耗	
H 16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%
17	906	100.0%	653	<i>72.1%</i>	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%
20	882	100.0%	636	<i>72.1%</i>	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%
21	847	100.0%	624	<i>73.7</i> %	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%
28	804	100.0%	582	72.3%	146	18.1%	77	9.6%	26	3.2%	35	4.4%	16	2.0%
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%
30	778	100.0%	576	74.0%	130	16.7%	73	9.3%	28	3.6%	29	3.7%	16	2.0%

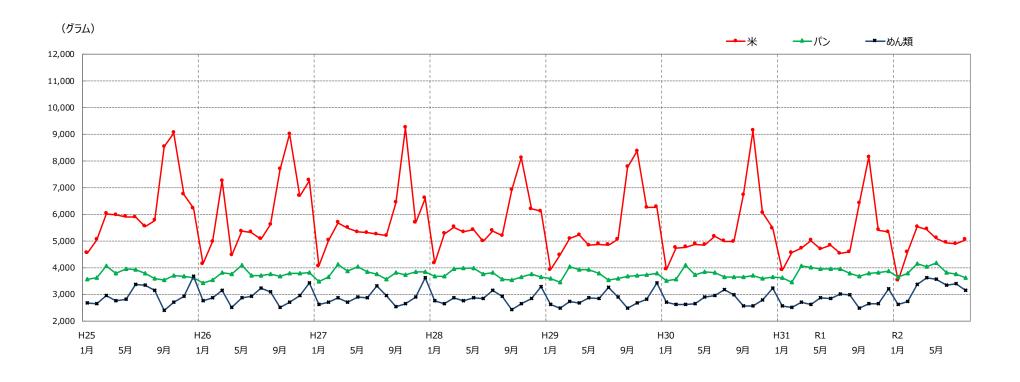
【出荷・販売段階】 (単位:万トン)

<u> </u>	T														(単位:	ハルン
	出荷・則		農協						全集連.	系業者					生産者	
年産					販売委託	ē委託 直販				販売委託	Æ	直販		直接販売等		
H 16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	243	28.6%
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.8%
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%	24	2.8%	9	1.0%	15	1.8%	223	26.5%
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%	22	2.7%	7	0.9%	14	1.8%	213	26.7%
28	582	72.3%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%	22	2.7%	6	0.8%	16	1.9%	221	27.5%
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%	20	2.6%	5	0.7%	15	1.9%	234	29.9%
30	576	74.0%	298	38.3%	219	28.1%	80	10.2%	19	2.4%	5	0.6%	13	1.7%	259	33.3%

資料:農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」(22年産以降は「生産者の米穀在庫等調査」)、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及 び全国出荷団体調べ等を基に推計。

- 注:1) 平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産以降の推計に用いている「生産者の米穀在庫高等調査」では調査対象農家の定義が異なる(前者は10 a 以上稲を作付(子実用)している農家、後者は販売目的の水稲の作付面積が10 a以上の販売農家が対象)ことから、22年産から推計手法を変更している。
 - 2) 生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米(17年産8万トン、20年産米10万トン)、②品質低下に伴う歩留り減(22年産米10万トン)がある。
 - 3) ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移



(グラム)

																(,,,
					年間							月	間			
		平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和2年							
		25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
米	購入数量	75,170	73,050	69,510	68,740	67,270	65,750	62,200	3,520	4,600	5,540	5,440	5,110	4,940	4,900	5,060
*	前年比	95.4%	97.2%	95.2%	98.9%	97.9%	97.7%	94.6%	90.0%	100.9%	116.9%	108.2%	108.5%	102.1%	107.9%	110.2%
パン	購入数量	44,927	44,926	45,676	45,099	44,840	44,526	46,011	3,652	3,789	4,157	4,037	4,177	3,812	3,760	3,615
ハン	前年比	100.3%	100.0%	101.7%	98.7%	99.4%	99.3%	103.3%	100.7%	109.7%	102.2%	100.2%	106.6%	96.0%	95.2%	95.3%
めん判	購入数量	35,560	35,176	34,753	34,192	33,934	33,867	33,169	2,629	2,751	3,382	3,637	3,578	3,351	3,416	3,167
めんお	前年比	99.3%	98.9%	98.8%	98.4%	99.2%	99.8%	97.9%	102.0%	109.5%	124.3%	138.0%	124.9%	117.7%	113.7%	106.2%

資料:総務省「家計調査」家計収支編

(注1) 二人以上の世帯の数値である。(注2) 平成25年から令和元年については年間の購入数量・対前年比、令和2年は月間の購入数量・対前年同月比である。(注3)米は精米ベースである。

(円、%)

		r												(П, 70)						
	食料	1	米	:	パン	·	めん	, 類	スパゲッティ	(パスタ)	カップ	めん	菓子	·類	調理1	食品	外1		ハンバー	ーガー
		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比
平成25年	895,860	+1.9	28,093	▲2.2	27,974	▲1.1	17,170	▲2.2	1,193	▲4.9	3,313	▲1.3	78,948	+1.5	105,033	+0.4	165,246	+4.8	4,170	▲3.4
平成26年	913,261	+1.9	25,108	▲10.6	29,210	+4.4	17,295	+0.7	1,206	+1.1	3,430	+3.5	80,127	+1.5	108,066	+2.9	166,737	+0.9	3,712	▲ 11.0
平成27年	937,712	+2.7	22,981	▲8.5	30,507	+4.4	17,747	+2.6	1,234	+2.3	3,745	+9.2	83,027	+3.6	112,625	+4.2	169,626	+1.7	3,250	▲12.4
平成28年	947,618	+1.1	23,522	+2.4	30,294	▲0.7	17,606	▲0.8	1,202	▲2.6	4,061	+8.4	83,472	+0.5	118,296	+5.0	168,067	▲0.9	3,583	+10.2
平成29年	946,438	▲0.1	23,681	+0.7	29,957	▲1.1	17,300	▲1.7	1,146	▲4.7	4,077	+0.4	83,087	▲0.5	120,000	+1.4	168,646	+0.3	3,748	+4.6
平成30年	952,170	+0.6	24,314	+2.7	30,554	+2.0	17,368	+0.4	1,166	+1.7	4,282	+5.0	83,916	+1.0	122,930	+2.4	171,571	+1.7	4,099	+9.4
令和元年	965,536	+1.4	23,212	▲ 4.5	32,164	+5.3	17,713	+2.0	1,170	+0.3	4,727	+10.4	87,469	+4.2	128,386	+4.4	176,917	+3.1	4,576	+11.6
令和2年1月	76,011	+0.3	1,402	▲ 5.9	2,515	▲0.7	1,335	+2.9	90	▲3.2	384	+2.4	6,824	▲0.7	10,424	+4.5	15,458	+4.8	396	+2.3
令和2年2月	75,469	+5.5	1,779	+6.5	2,625	+2.9	1,442	+14.1	119	+21.4	439	+17.7	7,370	+5.7	10,253	+10.1	12,902	+3.4	369	+10.8
令和2年3月	79,509	▲1.0	2,132	+16.3	2,798	▲3.5	1,825	+27.6	161	+43.8	535	+22.1	7,680	▲ 5.1	10,526	+3.3	10,744	▲30.6	435	▲2.5
令和2年4月	73,919	▲4.6	2,110	+12.4	2,680	▲6.3	1,921	+38.0	181	+70.8	473	+21.0	6,384	▲8.9	9,996	▲1.1	5,127	▲64.8	427	+21.0
令和2年5月	78,272	▲3.4	1,921	+7.6	2,742	▲1.1	1,909	+27.9	138	+42.3	400	+13.6	6,860	▲ 5.6	10,558	+2.3	6,547	▲ 58.9	495	+41.4
令和2年6月	77,246	▲0.3	1,880	+4.4	2,543	▲3.9	1,813	+16.3	109	+13.5	359	+7.5	6,519	▲0.4	10,257	+3.9	8,563	▲38.0	345	▲2.5
令和2年 7月	79,290	▲0.7	1,877	+9.6	2,603	▲3.6	1,866	+10.0	114	+20.0	395	+13.5	6,790	▲4.0	11,306	+0.8	9,646	▲32.5	384	+1.3
令和2年8月	85,038	▲1.1	1,925	+9.6	2,527	▲4.9	1,846	+11.5	112	+19.1	368	▲2.9	7,686	▲ 6.9	11,590	+1.5	11,031	▲36.3	496	+11.2

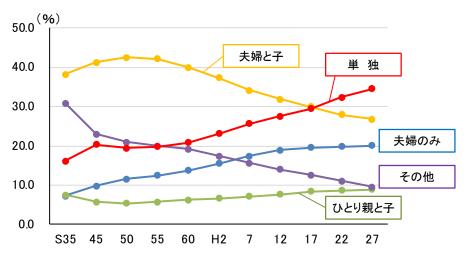
資料:総務省「家計調査」

(注1) 二人以上の世帯の数値である。(注2)平成25年から令和元年については年間の支出金額・対前年比、令和2年は月間の支出金額・対前年同月比である。(注3)パンは、食パン及び他のパン(菓子パン等)である。

米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合

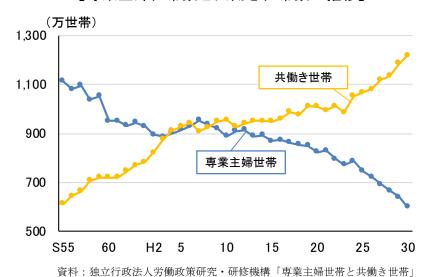
○ 世帯構成の変化(単身世帯の増加)、女性の社会進出(共働き世帯の増加)等の社会構造の変化により、 食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が年々低下する一方で、中食・外食の占める割 合は年々増加傾向にある。

【家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移】



資料:国立社会保障・人口問題研究所「家族類型別世帯数および割合」

【専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移】

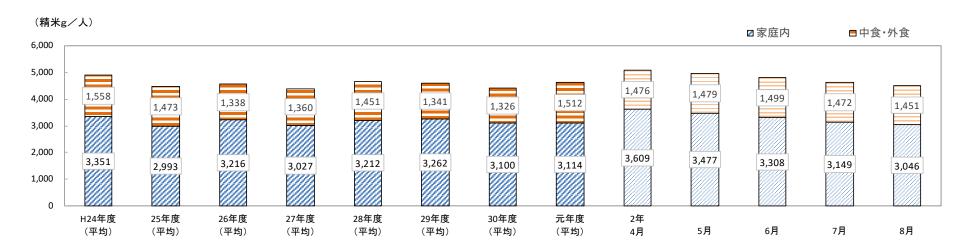


【米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合(全国)】



資料:農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

米の消費動向 ①(1人1ヶ月当たり精米消費量の推移)(米穀機構による調査)



		精米消	背費量(g)				内訳」	北率(%)				前年	同月比(9	%)	
	合計					合計					合計				
		家庭内	中∙外食				家庭内	中・外食				家庭内	中・外食		
				中食	外食				中食	外食				中食	外食
平成24年度	4,909	3,351	1,558	900	658	100.0	68.3	31.7	18.3	13.4	1.4	4.4	▲ 4.4	▲3.1	▲ 6.1
25年度	4,466	2,993	1,473	846	627	100.0	67.0	33.0	18.9	14.0	▲ 9.0	▲ 10.7	▲ 5.5	▲ 6.0	▲ 4.7
26年度	4,554	3,216	1,338	758	580	100.0	70.6	29.4	16.6	12.7	2.0	7.5	▲ 9.2	▲10.4	▲ 7.5
27年度	4,386	3,027	1,360	793	567	100.0	69.0	31.0	18.1	12.9	▲ 3.7	▲ 5.9	1.6	4.6	▲2.2
28年度	4,663	3,212	1,451	852	599	100.0	68.9	31.1	18.3	12.8	6.3	6.1	6.7	7.4	5.6
29年度	4,603	3,262	1,341	777	564	100.0	70.9	29.1	16.9	12.3	▲ 1.3	1.6	▲ 7.6	▲8.8	▲ 5.8
30年度	4,426	3,100	1,326	782	544	100.0	70.0	30.0	17.7	12.3	▲ 3.8	▲ 5.0	▲ 1.1	0.6	▲ 3.5
令和元年度	4,626	3,114	1,512	885	627	100.0	67.3	32.7	19.1	13.6	4.5	0.5	14.0	13.1	15.3
令和2年 4月	5,085	3,609	1,476	1,095	382	100.0	71.0	29.0	21.5	7.5	3.3	11.6	▲ 12.7	11.8	▲ 46.2
5月	4,956	3,477	1,479	1,032	447	100.0	70.2	29.8	20.8	9.0	2.2	8.3	▲ 9.8	6.6	▲33.5
6月	4,807	3,308	1,499	969	531	100.0	68.8	31.2	20.2	11.0	4.2	5.9	0.5	11.9	▲ 14.9
7月	4,620	3,149	1,472	950	521	100.0	68.2	31.9	20.6	11.3	2.7	2.9	2.4	13.8	▲ 13.6
8月	4,496	3,046	1,451	935	515	100.0	67.7	32.3	20.8	11.5	6.5	9.5	0.7	13.7	▲ 16.8

出典: 米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

注:1 平成24~令和元年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

² 調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。

³ 家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。

⁴ 集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成22年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。

⁵ 四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

米の消費動向 ②(精米購入時の動向)

【購入・入手経路 (複数回答))】

単位:%

	平成						令和	令和2年				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	4月	5月	6月	7月	8月
デパート	0.7	1.2	1.8	1.5	1.4	1.4	1.0	0.5	1.3	0.9	1.3	1.8
スーパーマーケット	47.4	48.7	48.1	49.7	49.4	52.7	50.1	52.5	51.0	48.8	54.6	50.2
ドラッグストア	3.8	4.1	3.7	3.7	4.3	4.8	5.9	5.2	5.5	6.6	4.7	5.9
ディスカウントストア	2.8	2.4	2.5	2.8	3.1	2.8	3.2	4.1	4.4	5.3	4.1	4.3
コンビニエンスストア	0.3	0.2	0.2	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.3	0.0	0.3	0.1
生協(店舗・共同購入含む)	7.1	8.2	7.8	8.1	6.9	6.5	5.9	6.3	6.8	5.9	6.6	7.9
農協(店舗・共同購入含む)	1.6	1.5	1.0	1.5	1.6	1.2	1.3	1.5	1.0	1.2	1.3	1.4
米穀専門店	3.8	3.5	3.7	2.7	2.8	2.7	2.4	2.4	2.7	2.3	2.0	2.0
産地直売所	1.8	2.0	1.5	1.8	2.0	2.2	1.0	0.9	1.0	1.4	0.9	1.0
生産者から直接購入	6.8	6.7	5.2	6.2	7.1	6.0	5.9	4.3	4.4	5.0	5.2	4.9
インターネットショップ	10.0	8.7	9.7	9.6	10.0	9.8	8.1	10.0	10.3	9.5	8.2	8.4
家族・知人などから無償で入手	20.8	19.5	20.3	17.2	16.2	14.8	17.8	13.3	13.5	14.0	12.3	15.1
その他	1.6	2.6	2.6	3.2	2.5	2.3	3.4	5.2	4.4	3.8	4.1	3.2

出典:米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注) 平成25~令和元年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

米の消費動向 ③(精米購入経路別の購入単価、家庭内の月末在庫数量)

【精米購入経路別の購入単価(複数回答)】

(円/kg)

	デパート	スー パーマーケット	ドラッ グストア	ディスカウント	コンビニエンスストア	(店舗・共同購入	(店舗・共同購入 農協	米穀専門店	産地直売所	生産者から	インター ネット	有効調査世帯数
令和元年度	618	399	355	323	※ 545	424	477	473	434	373	494	-
令和2年4月	※ 422	383	409	387	※ 506	445	385	456	※ 427	387	514	2,321
5月	521	413	360	341	※ 489	448	370	431	376	346	485	2,164
6月	※ 473	398	353	364	※ 1,500	475	420	447	401	353	486	2,049
7月	430	408	356	313	※ 312	419	435	552	※ 453	390	498	1,953
8月	501	396	380	386	※ 430	437	404	499	375	414	498	1,885

出典:米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

- (注1)デパート、スーパーマーケット、生協は、実店舗の購入単価であり、インターネットを利用した購入は含まない。
- (注2)購入単価は消費税を除く本体価格である。
- (注3)表中の※付きの単価は、当該経路での購入割合が有効調査世帯数の1%未満に満たないため参考値とする。

【家庭内の月末在庫数量】

(kg/世帯、%)

														(Ng/ <u>P</u>	.m. , 70/
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年比
平成	月末在庫数量	6.8	6.8	6.5	6.3	6.5	6.8	7.3	7.5	7.8	7.1	6.8	6.6	6.9	3.0
26年度	平均世帯人員	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	_
27年度	月末在庫数量	6.0	6.2	6.2	6.3	6.4	6.6	6.9	7.1	7.3	7.1	6.8	6.6	6.6	▲ 4.3
2/ 牛皮	平均世帯人員	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.41	2.41	2.40	2.41	2.41	2.41	2.40	_
28年度	月末在庫数量	6.5	6.4	6.2	6.2	6.2	6.2	6.7	7.0	7.7	7.5	6.7	6.6	6.7	1.5
28年度	平均世帯人員	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	_
29年度	月末在庫数量	6.1	6.2	5.9	6.0	6.0	6.1	6.7	6.8	7.0	6.9	6.4	6.4	6.4	▲ 4.5
29千茂	平均世帯人員	2.33	2.32	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	_
30年度	月末在庫数量	6.4	6.3	6.0	5.8	6.1	6.5	6.6	6.9	7.2	6.6	6.4	6.4	6.4	0.0
30平及	平均世帯人員	2.32	2.32	2.32	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	_
令和	月末在庫数量	6.0	6.2	5.9	5.7	6.0	6.2	6.2	6.5	6.6	6.3	6.3	6.5	6.2	▲3.1
元年度	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	_
2年度	月末在庫数量	7.1	6.5	6.6	6.2	6.0								6.5	4.8
2平皮	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33								2.33	_

出典:米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

⁽注1)地域ごとの世帯人員構成比が平成26~28年度はH22国勢調査、平成29~令和元年度はH27国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイト バック集計を実施した上で集計した。

⁽注2)平均世帯人員は、各月の有効調査世帯の平均人員数である。

主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)

「調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。 四半期ごとに継続的に調査。

- 〇 アンケート回答数 45組合員
- 調査期間 令和2年6月22日(月)~令和2年7月10日(金)
- 1. 現在(令和2年6月)の米販売量(前年同月との比較)

集	計	結	果

合計	増えた	やや 増えた	変わらない	やや 減った	減った
100.0%	8.9%	15.6%	13.3%	26.7%	35.6%

<仕向先別>

(小売店向け) 大手スーパー 中小スーパー 米穀専門店 その他

		_				
)	合計	増えた	やや 増えた	変わらない	やや 減った	減った
-	100.0%	18.5%	185%	22.2%	25.9%	14.8%
-	100.0%	16.7%	19.0%	28.6%	21.4%	14.3%
:	100.0%	4.9%	0.0%	24.4%	34.1%	36.6%
	100.0%	6.3%	21.9%	25.0%	9.4%	37.5%

(外食産業向け)

外食向け 中食向け 給食向け

ナ)	合計	増えた	やや 増えた	変わらない	やや 減った	減った
	100.0%	4.9%	7.3%	0.0%	24.4%	63.4%
	100.0%	0.0%	4.7%	27.9%	25.6%	41.9%
	100.0%	0.0%	2.4%	40.5%	33.3%	23.8%

*1. 赤字は、最頻値及びDI値。

2. DI(diffusion index)の算出方法:内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0~1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数(%ポイント)としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい(現状維持)を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

2. 米販売の動き:過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1)過去3ヶ月前(令和2年3月)と比較した令和2年6月の動き

合計	良くなって いる	やや良く なっている	変わらない	やや悪く なっている	悪くなって いる	DI値
100.0%	8.9%	8.9%	0%	35.6%	46.7%	24.4

(参考)前回調査 令和元年10月と比較した令和2年1月の動き

	100.0%	1.7%	13.3%	16.7%	31.7%	36.7%	27.9
--	--------	------	-------	-------	-------	-------	------

(2)令和2年6月から3ヶ月後(令和2年9月頃)の見通し

合計	良くなって いる	やや良く なっている	変わらない	やや悪く なっている	悪くなって いる	DI値
100.0%	0.0%	28.9%	28.9%	26.7%	15.6%	42.8

(参考)前回調査 令和2年1月から3ヶ月後(令和2年4月頃)の見通し

100.0% 0.0% 35.0% 43.3% 20.0% 1.7% 52.9	100.0%	0.0%	35.0%	43.3%	20.0%	1.7%	52.9
---	--------	------	-------	-------	-------	------	------

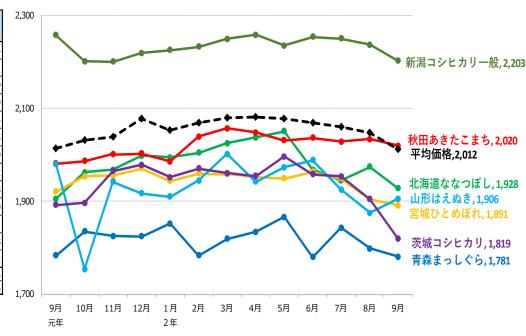
(算出例)	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる		
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0		
結 果(構成比) B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0		
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0		
D I 値 (合 計)	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向						

小売価格の推移(POSデータ)

円/5kg袋販売時換算(税込)

円/5kg袋販売時換算(税込)

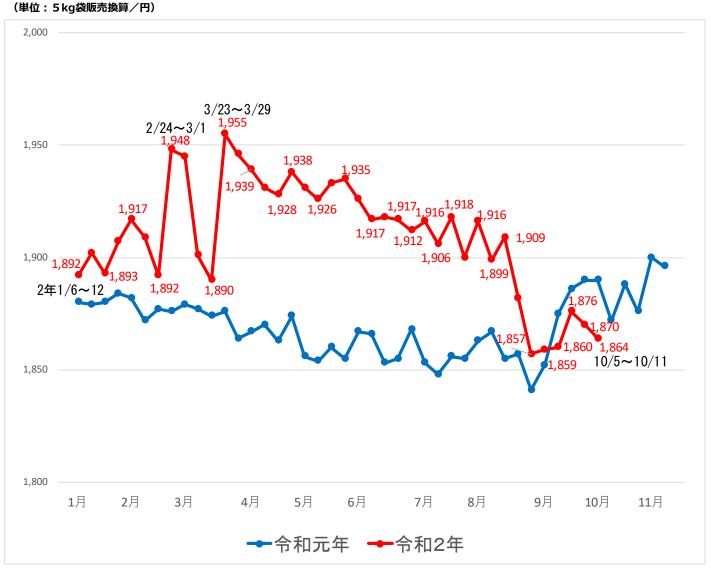




資料:(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成

- (注1) (株) KSP-SPが提供する P O Sデータは、全国約1,030店舗のスーパー、生協等から購入したデータに基づくものである。
- (注2) POSデータは、データ提供企業から遅れて報告されるものもあるため、 時点によって集計結果に若干のずれが生じることがあり、今後、修正されることもある。
- (注3) POSデータの提供店舗数は、変動があることに留意が必要である。
- (注4)全POS取引平均価格は、POSデータで把握できる全ての精米の販売について5kg袋販売時に換算した上で加重平均を行った価格である。
- (注5) 価格に含む消費税は8%である。

小売段階での販売価格の推移(POSデータ)



資料: (株) KSP-SPが提供するPOSでエータに基づいて農林水産省が作成

注1: (株) KPS-SPが提供するPOSデータは、全国約1,030店舗のスーパー、生協等から購入したデータに基づくものである。

注2: POSデータは、データ提供企業から遅れて報告されるものもあるため、時点によって集計結果に若干のずれが生じることがあり、今後、修正されることもある。

注3:POSデータの提供店舗数は、変動があることに留意が必要である。

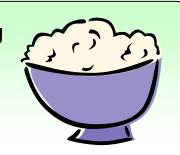
注4:全POS取引平均価格は、POSデータで把握できる全ての精米の販売について5kg袋販売時に換算した上で加重平均を行った価格である。

注5:価格は税抜き後の価格である。

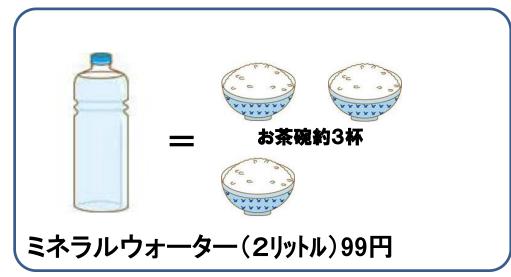
(参考) 茶わん1杯のお米の値段

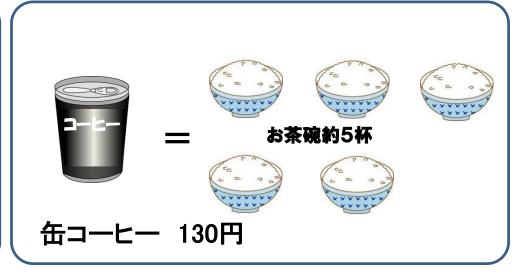
〇 ご飯は経済的な食べ物

○ 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65**g くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、2,048円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約27円** となります。※



※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり2,048円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和2年8月))で算出。





出展:ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)2019年度平均価格)

缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

販売目的で作付けした水稲の作付面積規模別農家数(平成18~31年)

- 都道府県全体では、一貫して農家数は減少(平成18年 1,369千戸→31年 761千戸)。
- 北海道では10ha以上作付している農家が1/3を占め、全体に占める割合も倍増(平成18年 16.7%→31年 33.3%)。都府県では1ha 未満農家数が2/3を占めるものの、5ha以上作付している農家の数・割合が増加しており(平成18年 21千戸(1.6%)→31年 33千戸 (4.4%))、大規模農家の割合は増加傾向にある。

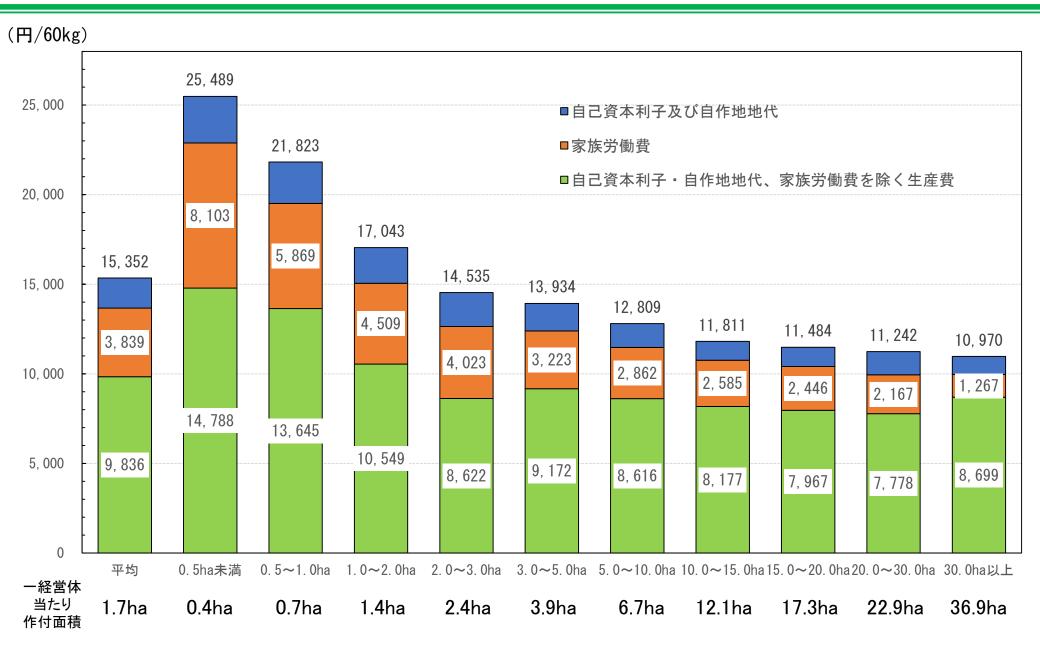
			北海道			都府県					
	計	3ha未満	3ha∼5ha	5ha~10ha	10ha以上	計	1ha未満	1 ha ~ 2 ha	2ha∼3ha	3ha∼5ha	5ha以上
平成18年	18	4	4	6	3	1, 351	987	250	59	34	21
一,及10年	(100.0)	(22. 2)	(22. 2)	(33. 3)	(16. 7)	(100.0)	(73. 1)	(18. 5)	(4. 4)	(2.5)	(1.6)
平成19年	18	4	4	6	4	1, 308	943	246	60	37	22
十八194	(100.0)	(22. 2)	(22. 2)	(33. 3)	(22. 2)	(100.0)	(72. 1)	(18. 8)	(4. 6)	(2.8)	(1. 7)
平成20年	17	4	4	5	4	1, 259	904	231	63	37	24
十成20年	(100.0)	(23. 5)	(23. 5)	(29. 4)	(23. 5)	(100. 0)	(71. 8)	(18. 3)	(5. 0)	(2. 9)	(1.9)
平成21年	17	3	4	5	4	1, 225	880	226	59	35	24
平成21年	(100. 0)	(17. 6)	(23. 5)	(29. 4)	(23. 5)	(100. 0)	(71. 8)	(18. 4)	(4. 8)	(2. 9)	(2. 0)
平成22年	16	4	3	5	4	1, 144	843	190	54	35	22
十八22年	(100. 0)	(25. 0)	(18. 8)	(31. 3)	(25. 0)	(100. 0)	(73. 7)	(16. 6)	(4. 7)	(3. 1)	(1. 9)
亚世22年	17	5	3	5	4	1, 141	827	194	53	37	29
平成23年	(100.0)	(29. 4)	(17. 6)	(29. 4)	(23. 5)	(100. 0)	(72. 5)	(17. 0)	(4. 6)	(3. 2)	(2. 5)
平成24年	15	4	3	5	4	1, 042	763	174	48	33	24
	(100.0)	(26. 7)	(20. 0)	(33. 3)	(26. 7)	(100. 0)	(73. 2)	(16. 7)	(4. 6)	(3. 2)	(2. 3)
亚巴左	14	3	3	4	3	1, 013	732	171	50	34	26
平成25年	(100. 0)	(20. 0)	(20. 0)	(26. 7)	(20. 0)	(100. 0)	(72. 3)	(16. 9)	(4. 9)	(3. 4)	(2. 6)
平成26年	14	3	3	4	4	982	702	170	50	33	27
平成20年	(100. 0)	(20. 0)	(20. 0)	(26. 7)	(26. 7)	(100. 0)	(69. 3)	(16. 8)	(4. 9)	(3. 3)	(2. 7)
亚世27年	13	3	2	4	4	939	660	159	50	36	35
平成27年 	(100. 0)	(23. 1)	(15. 6)	(31. 4)	(29. 9)	(100. 0)	(70. 3)	(16. 9)	(5. 3)	(3. 8)	(3. 7)
平成28年	12	3	2	4	4	859	593	153	50	33	30
平成20年	(100. 0)	(25. 0)	(17. 5)	(29. 2)	(35. 0)	(100. 0)	(69. 0)	(17. 8)	(5.8)	(3. 8)	(3. 5)
平成29年	12	3	2	4	4	805	551	143	47	33	31
平成29年	(100. 0)	(23. 3)	(17. 5)	(33. 3)	(33. 3)	(100. 0)	(68. 4)	(17. 8)	(5.8)	(4. 1)	(3.9)
平成30年	13	3	2	4	4	777	527	140	45	33	32
十成30年	(100. 0)	(23. 4)	(16. 4)	(27. 3)	(32. 8)	(100. 0)	(67. 8)	(18. 0)	(5.8)	(4. 2)	(4. 1)
亚世21年	12	3	2	4	4	749	503	137	44	33	33
平成31年	(100. 0)	(22. 5)	(15. 0)	(29. 2)	(33. 3)	(100. 0)	(67. 1)	(18. 2)	(5.8)	(4. 4)	(4. 4)

注: 平成22、27年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。 (農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。) ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段(農家数):千戸

下段(割合) : %

米の作付規模別60kg当たり生産費(平成30年産)



水田の利用状況の推移

○ 平成20年以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の拡大で対応されている。こうした取組を進めることで、水田がフルに活用さ れ、生産者等の主体的経営判断による需要に応じた米生産の推進が期待される。 加工用米:2.7万ha 〔平成20年産〕水稲作付面積:164万ha ※ ()は飼料用米のみの面積 大豆:13万ha 主食用米:160万ha ← 飼料用米等:1.2万ha(0.1万ha) 麦:17万ha 〔21年産〕水稲作付面積:164万ha 加工用米:2.6万ha 大豆:12万ha 麦:17万ha 主食用米:159万ha ← 飼料用米等:1.8万ha(0.4万ha) 加工用米:3.9万ha 〔22年産〕水稲作付面積:166万ha 主食用米:158万ha 飼料用米等: 3.7万ha(1.5万ha) 大豆:12万ha 麦:17万ha 〔23年產〕水稲作付面積:163万ha 加工用米:2.8万ha 飼料用米等:6.6万ha(3.4万ha) 大豆:12万ha 麦:17万ha 主食用米:153万ha 備蓄米:1.2万ha [24年產] 水稲作付面積:164万ha 加工用米:3.3万ha 飼料用米等: 6.8万ha(3.5万ha) 主食用米:152万ha 大豆:11万ha 麦:17万ha 備蓄米:1.5万ha [25年産] 水稲作付面積:165万ha 加工用米:3.8万ha 飼料用米等:5.4万ha(2.2万ha) 大豆:11万ha 麦:17万ha 主食用米:152万ha 備蓄米:3.3万ha 〔26年産〕水稲作付面積:164万ha 加工用米:4.9万ha 飼料用米等:7.1万ha(3.4万ha) 麦:17万ha 主食用米:147万ha 大豆:11万ha 備蓄米: 4.5万ha 〔27年産〕水稲作付面積:162万ha 加工用米:4.7万ha 飼料用米等:12.5万ha(8.0万ha) 大豆:12万ha 麦:17万ha 主食用米:141万ha 備蓄米: 4.5万ha [28年産] 水稲作付面積:161万ha 加工用米:5.1万ha 飼料用米等:13.9万ha(9.1万ha) 大豆:12万ha 主食用米:138万ha 麦:17万ha 備蓄米: 4.0万ha 〔29年産〕水稲作付面積:160万ha 加工用米:5.2万ha 飼料用米等:14.3万ha(9.2万ha) 大豆:12万ha 主食用米:137万ha 麦:17万ha 備蓄米:3.5万ha 〔30年産〕水稲作付面積:159万ha 加工用米:5.1万ha 飼料用米等:13.1万ha(8.0万ha) 主食用米:139万ha 大豆:12万ha 麦:17万ha 備蓄米: 2.2万ha [令和元年産] 水稲作付面積:158万ha 加工用米:4.7万ha 飼料用米等:12.4万ha(7.3万ha) 大豆:12万ha 麦:17万ha 主食用米:138万ha 備蓄米:3.3万ha

※ 水稲、麦、大豆:「耕地及び作付面積統計」、主食用米:「作物統計」、加工用米、飼料用米等:「新規需要米の取組計画認定状況」、備蓄米:穀物課調べ

※水田活用の直接支払交付金 の支援対象面積

作物別作付面積(二毛作※含む延べ面積)

	対象作物	作付面積(万ha)
	水稲作付面積	158.4
	主食用米	137.9
	加工用米	4.7
	米粉用米	0.5
	飼料用米	7.3
	WCS用稲	4.2
	備蓄米	3.3
	輸出用米等	0.4
	麦	17.2
	大豆	11.6
飼料	ト作物(飼料用米・WCS用稲を除く)	10.3
	そば・なたね	3.9
	その他(野菜、不作付地等)	39.0

田本地面積

226.1

注1:田本地面積、水稲作付面積、麦、大豆、そばは「耕地及び作付面積統計」

注2:主食用米は「作物統計」

注3:加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、備蓄米、輸出用米等は「新規需要米の用途別取組状況」

注4: 飼料作物、なたねは「水田活用の直接支払交付金支払実績」

注5:ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

政府備蓄米の運営について

- 〇 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用(10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準)。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄 米の販売を行わない棚上備蓄を実施(備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ)。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン(※)程度買入れ、 通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。
 - ※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用 原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度 21万トン 播種前契約による買入 1年持越米 2年持越米 3年持越米 4年持越米 飼料用等として販売 5年持越米

政府備蓄米の現在の在庫状況

平成27年産25万トン平成28年産22.5万トン平成29年産19万トン平成30年産12万トン令和元年産18万トン令和2年産21万トン(予定)

【最近の買入数量】

注:ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

100	【現在の備	蓄状況】	
	在庫量:	91万トン	
	平成27年産	19万トン	
50	平成28年産	22.5万トン	
50	平成29年産	19万トン	
	平成30年産	12万トン	
	令和元年産	18万トン	
0-	令和2年	6月末	

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

≪背景≫

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- •大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

≪具体的な実施スキーム ≫

- 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米 (無洗米)形態での備蓄を実施
 - ・備蓄量:500トン(東日本大震災発生~4月20日までの被災地向け精米供給 量に相当)
 - 実施主体:政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等
- 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売 (大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給)

≪対応実績≫

・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トンを供給

具体的なスケジュール(予定)

(備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。)

食味等分析試験及び販売実証の結果概要

	〇 食味等分析試験の結果概要(平成24年産~平成30年産において実施)								
П			理化学分析		食味	評価			
	備蓄期間	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較 による総合評価	主観による 絶対評価			
П	基準米	14.3	3.0	12.0	-	-			
П	2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5			
	4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7			
П	6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8			
П	8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2			
П	10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0			
П	12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0			
П	14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9			
	16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0			
П	18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8			

- - 脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている(特段の基準はなし)。

 - ・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価("-1"は「わずかに不良」)。
 - 主観による絶対評価は、「5.非常においしく食べられる」、「4.おいしく食べられる」、「3.普通に食べられる」、「2.少し劣 るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。
- 5℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

	〇 販売(非3	E食用への販う	売)の概要			令和2年10月現在
	販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
	H25年 3月	2ヶ月	102	1,900	102	1ヶ月
	H25年 5月	4ヶ月	99	585	99	1ヶ月
	H25年 7月	6ヶ月	102	345	102	1ヶ月
		8ヶ月	100	202	100	4ヶ月
	H26年 1月	10ヶ月	101	203	101	4ヶ月
		12ヶ月	202	405	202	4ヶ月
	H26年 3月	8ヶ月	100	350	100	2ヶ月
	H26年 9月	8ヶ月	252	1,971	411	12ヶ月
	H27年 2月	13ヶ月	159	1,871	411	7ヶ月
	n2/+ 2月	11ヶ月	101	354	101	7ヶ月
	H27年 5月	8ヶ月	258	1,129	258	4ヶ月
	H27年10月	8ヶ月	256	1,786	256	10ヶ月
	H28年 2月	9ヶ月	256	1,470	256	5ヶ月
	H28年 8月	10ヶ月	255	576	255	1ヶ月
	H29年 3月	12ヶ月	170	951	170	1ヶ月
	H29年 5月	12ヶ月	258	1,392	258	2ヶ月
	H29年 8月	12ヶ月	87	151	87	5ヶ月
	H30年 2月	12ヶ月	254	584	254	1ヶ月
	H30年 5月	12ヶ月	257	533	257	1ヶ月
	H31年 2月	12ヶ月	256	618	256	20ヶ月
	R元年 8月	15ヶ月	260	780	260	10ヶ月
	R2年 2月	12ヶ月	257	579	125	8ヶ月
	R2年 8月	12ヶ月	255	44	0	2ヶ月
L	⇒販売時期の需約	合・価格によって、♬	に札意欲や応札価:	格が影響されている	ప 。	

平成31年 令和元年 令和2年 令和3年 3月 7月 9月 11月 3月 5月 7月 9月 11月 1月 3月 5月 7月 令和2年産 約250トン 常時500 平成30年産 約250トン 令和元年産 約250トン (とう精は令和2年11月から順次実施 精米トン を備蓄 __ 令和2年産 令和元年産 約250トン 平成30年産 約250トン 平成29年産 約250トン 約250トン 非主食用に販売

作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全性を確保

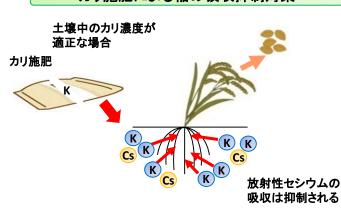
- <u>除染やカリ施肥による吸収抑制対策</u>を実施
- 〇 福島県では、平成24年産米以降、県全域で全量全袋検査を実施 平成27年産米以降は基準値※超過なし
- 令和2年産米からモニタリング(抽出)検査に移行(避難指示区域等を除く)

米の全量全袋検査





カリ施肥による稲の吸収抑制対策



〇全量全袋検査の検査結果

(出典)ふくしまの恵み安全対策協議会 令和2年9月30日現在

年度	検査点数	基準超過 点数 ^{※1}	基準値超過 割合(%) ^{※1}
平成25年度	11,006,552	28	0.0003
平成26年度	11,014,971	2	0.00002
平成27年度	10,498,720	0	0
平成28年度	10,266,012	0	0
平成29年度	9,976,698	0	0
平成30年度	9,251,056	0	0
令和元年産	9,492,236	0	0
令和2年産※2	12,351	0	0

- ※1 食品衛生法に基づき、100Bq/kgを基準値
- ※2 令和2年産については、**避難指示区域等のあった12市町村**(田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村)) **のみの値**

令和元年産米 相馬市 伊達市 飯舘村 南相馬市 州俣町 葛尾村 浪江町 双葉町 田村市 大熊町 富岡町 川内村 小野町 楢葉町 広野町 平田村 福島県 拡大



作付制限

作付・営農は不可。

農地保全・試験栽培

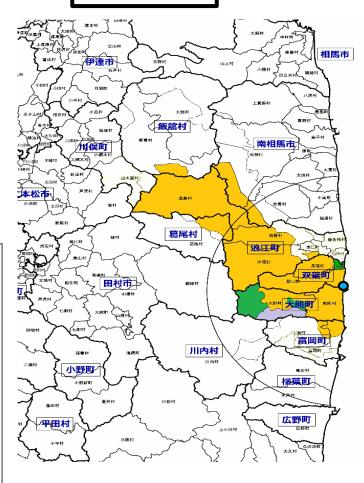
除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた 実証栽培等を実施。

● 福島第一原子力発電所

令和2年産米



② 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

食料,農業,農村基本計画:本文(米,水田農業関係抜粋)

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 2. 農業の持続的な発展に関する施策
- (6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
- ③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、<u>農地の集積・集約化による分散錯圃の解消や</u>作付の連担化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による 省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推 進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、<u>事前契約・複数年契約などによる安定</u> 取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるととも に、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うこ とにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、<u>米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける</u>。また、<u>拡大する中食・外食等の需要に対応した</u>生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大 戦略プロジェクト」を通じ、<u>日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需</u> 要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモー ション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例 等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、 海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

イ 麦・大豆

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況にあり、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を実現して更なる需要の拡大を図る必要がある。

【令和2年3月31日閣議決定】

このため、<u>「麦・大豆増産プロジェクト」を設置</u>し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連坦化・団地化やスマート農業による生産性向上等を通じたコストの低減、基盤整備による水田の汎用化、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入、収量向上に資する土づくり、農家自らがスマートフォン等で低単収要因を分析してほ場に合わせた単収改善に取り組むことができるソフトの普及等を推進する。

ウ 高収益作物への転換

国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する。これにより、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図り、輸入品が一定の割合を占めている加工・業務用野菜の国産シェアを奪還するとともに、青果物の更なる輸出拡大を図る。

エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、<u>引き続き需要拡大を推進</u>するとともに、<u>加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく</u>。また、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じた生産コストの低減を実現するとともに、<u>バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む</u>。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、<u>実需者である飼料業界等が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を</u>推進する。

オ 米・麦・大豆等の流通

米・麦・大豆等生産者と消費者双方がメリットを享受し、効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立するため、「農業競争力強化支援法」(平成29年法律第35号)及び「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、米卸売業者などの中間流通の抜本的な合理化を推進するとともに、統一規格の輸送資材や関連機材の導入、複数事業者や他品目との配送の共同化等による物流効率化を推進する。

食料・農業・農村基本計画:令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)

【令和2年3月31日閣議決定】

Ī		食料消費の見通し				
		国内消費仕向量(万トン)		生産努	予力目標	
		∫ 1人・1年当たり消費量		(万	トン)	 克服すべき課題
		(kg/J	、•年)			
		平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
Ī	米	845	797	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売
		(54)	(51)			○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進
						○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コスト の低減
	米 米粉用米・ 飼料用米を 除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
١	<u> </u>					0 コグ・コグ加工的の制にな描れた安安加入、描かり場の本のの面質で数重等に対応できる性地の自成
	米粉用米 !	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加 エコストの低減
	¦					○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
	飼料用米 	43 (—)	70 (—)	43	70	〇飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路 開拓
						○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、 流通コストの低減
						○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1:国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口(平成30年度 1億2,644万人、令和12年度(推計) 1億1,913万人)を乗じ、これに減耗量(米ぬかなど)等を加えたものである。

<参考データ>

(93) //								
	10a当た	:り収量	作付	面積	品目別	自給率		
品目	(単位:kg)		(単位	:万ha)	(単位:%)			
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度		
米 [米粉用米、飼料用米を除く]	532	547	147	132				
米粉用米	523	584	0.5	2.3	97	98		
飼料用米	538	720	8.0	9.7				

注:平成30年度の米(米粉用米・飼料用米を除く)の10a当たり収量は、作物統計における水稲(米粉用米を含み、飼料用米を除く)の値であり、平年収量を用いている。 米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

注2:政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

く対策のポイントン

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金により、地域の特色ある** 魅力的な産品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、水田農業高収益化推進助成により支援します。

く政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大(飼料用米70万トン、米粉用米13万トン「令和12年度まで」) 飼料自給率の向上(34%「令和12年度まで」)
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減「令和7年度まで」() 麦・大豆等の作付面積を拡大(麦30,7万ha、大豆17万ha「令和12年度まで))

く事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、 飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、 高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な 産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**に より、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援**します (一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定)。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、 国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、 栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、 水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ 農業再生協議会等 申請 農業者 玉 交付

「お問い合わせ先〕政策統括官付穀物課(03-3597-0191)

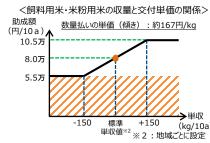
く事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a

産地交付金

※1:飼料用とうもろこしを含む



- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田フル活用ビジョン」 において支援内容(対象作物や単価等)を設定。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、以下を年度当初に配分。
 - ① 転換作物拡大加算(1.5万円/10a) 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した 場合に、その面積に応じて配分。
 - 高収益作物等拡大加算(3.0万円/10a) 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※3の面積が前年度より 拡大した場合に、その面積に応じて配分。 ※3:高収益作物等;高収益作物(園芸作物等)
 - さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※4	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け(基幹作のみ)	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け(基幹作のみ)	2.0万円/10a

※4:3年以上の契約

水田農業高収益化推進助成

- ○「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。
- ① 高収益作物定着促進支援(2.0万円/10a×5年間) 高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。(②とセット)
- ※5:その他の転作作物に係る 畑地化も同様の単価で支援
- ② 高収益作物畑地化支援(10.5万円/10a)高収益作物による畑地化の取組を支援*5。 ③ 子実用とうもろこし支援(1.0万円/10a)子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

新市場開拓用米、加工用米、

飼料用とうもろこし

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益 作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。 く政策目標>

水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

く事業の全体像>

水田農業高収益化推進計画(都道府県)

- ○都道府県・産地段階の推進体制・役割 (国と同様のプロジェクトチームの構築)
- 〇都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や 目標達成に向けた取組
- ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
- ・活用予定の国の支援策や実施地区
- ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事 業の「事業計画 とのリンク

等

支援

支援後も計画の 実現をフォローアップ

策定

提出

承認

支援

計画策定に向けた支援

- ・産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」 の策定・改定に資する取組を支援

[お問い合わせ先]

※プロジェクトの窓口を担当

牛産局園芸作物課 (03-6744-2113)(1・4・5の事業)

飼料課 (03-3502-5993)(2の事業)

経営局経営政策課

政策統括官付穀物課※ (03-3597-0191)(6の事業)

農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)(7・8の事業)

> 水資源課 (03-3602-6246)(9の事業)

(03-6744-2148)(3の事業)

水田農業高収益化推進プロジェクト(国)

技術・機械等の導入支援

- 「推進計画」に位置付けられた産地における園芸作物及び子実用とうもろこしの本格導入を優先採択で支援
- ①栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等を支援
 - 1:時代を拓く園芸産地づくり支援事業(16億円の内数)
 - 2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(12億円の内数)
- ②産地・担い手の発展の状況に応じた農業用機械・施設の導入を支援

 - 3:強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ(245億円の内数) 4:強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ(優先枠:245億円の内数)
- ・水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めた モデル産地の形成等を優先採択で支援 【5:果樹農業生産力増強総合対策(58億円の内数)等】

経営転換のインセンティブ付与

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を支援
- ①高収益作物※定着促進支援(2.0万円/10a×5年間): 新たな導入面積に応じて支援(②とセット)
- ②高収益作物畑地化支援(10.5万円/10a・1回限り): 高収益作物による畑地化の取組を支援
- ③子実用とうもろこし支援(1.0万円/10a): 作付面積に応じて支援

※高収益作物: 園芸作物等

【6:水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)】

生産基盤の整備

「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化等を支援 ①「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分

【7:農業競争力強化基盤整備事業(934億円の内数)、8:農地耕作条件改善事業(300億円) 等】

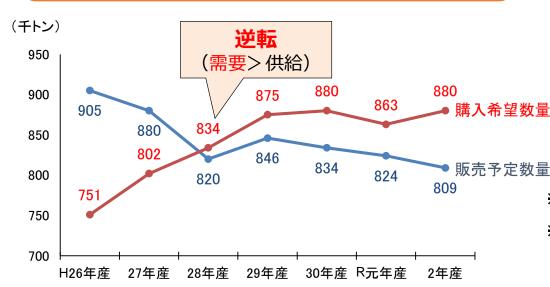
②一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合に、農業者の費用負担を軽減

【9:農業競争力強化基盤整備事業(934億円の内数)等】

小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、28年産以降、需要が供給を逆転。
- 国産大豆も、ほぼすべての業界において、実需者は使用量を増加させる見通し。
- 国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



資料:民間流通連絡協議会調べ

国産小麦を使った商品等の取組事例

「ゆめちから」や「きたほなみ」と いった国産小麦を使用した食パンや菓子 パン等の商品が販売。

・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用 している小麦粉を100%国産へ切替。





食用大豆の需要見込み

H29年実	績数量	H30年	R:	元	R	2	R	5
(千トン)		実績数量	需要見	見込み	需要見	見込み	需要見	見込み
	うち 国産	(千トン)		うち 国産		うち 国産		うち 国産
988	245	989	101%	102%	101%	104%	103%	107%

- ※ H29年、H30年実績数量は、食料産業局食品製造課推計(H29年の「うち 国産」については穀物課推計)。
- ※ R元年以降の需要見込みは各業界団体からのアンケート結果(n=134)を基に、 穀物課推計。需要見込みについては、H30年実績数量を基準とした比率。

国産大豆を使った商品事例

通常の豆乳



北海道産大豆 使用豆乳



通常の豆腐



注:価格は希望小売価格



350円/1L

資料:キッコーマンホームページ

96円/個

136円/個

資料: Amazonホームページ

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども 含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加(10万経営体[令和4年度まで])

く事業の内容>

- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金 9,860 (4,179) 百万円 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 6,787 (15,089) 百万円 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が 負担します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,464(1,246)百万円 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会(全国連合会)に 対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費(人件費、旅費、システム 運営費、業務委託費等)の1/2以内を国が負担します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業

393(360)百万円

全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの 関係機関が推進体制(都道府県協議会)を構築して取り組む収入保険の**加入** 推進活動を支援します。

5. 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業 330(230)百万円

農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援します。

ます。
(本事業の流れ) 1/2等
全国農業共済組合連合会
(保険金等
企業者
が設定を表する。
企業者
が設定を表する。
がとまたを表する。
がとまたを表する

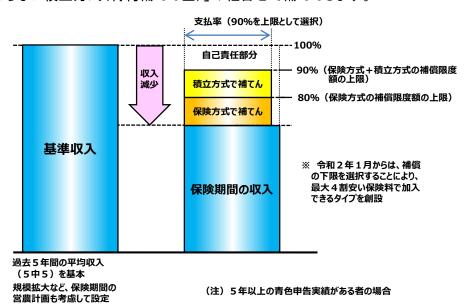
く事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、 価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとならない積立方式(特約補てん金)」の組合せで補てんします。



[お問い合わせ先] 経営局保険課(03-6744-7147)

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です (いずれも規模要件はありません)。

※ 集落営農の要件は、2要件(①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施)に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

- ※1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
- ※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

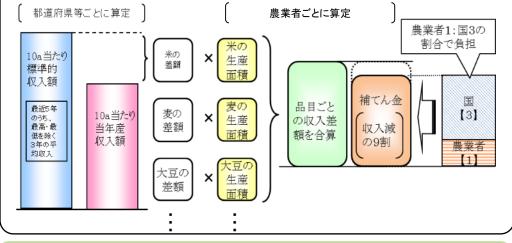
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、 米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売 価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3)ナラシ対策の仕組み

農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てん額 = (標準的収入額-当年産収入額)×0.9

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

O 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入 することができます。

く対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

牛産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の牛産・販売の実現

く事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用** 米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援します。

産地

2. 周年供給·需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に 支援します。

- ① 主食用米を**翌年から翌々年以降に長期計画的に販売**する取組(収穫前契約、 複数年契約の場合は追加的に支援。酒造好適米の保管経費の支援対象期間を 拡大。)
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を**非主食用へ販売**する取組

また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した**輸送モデル** 実証を支援します。

<事業の流れ>



く事業イメージ>

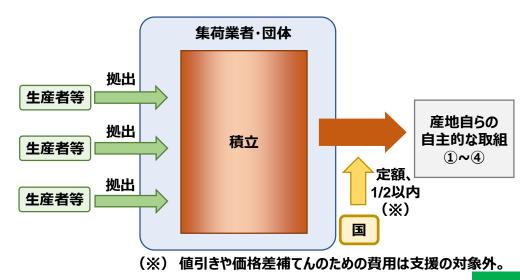
1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援







2. 周年供給·需要拡大支援

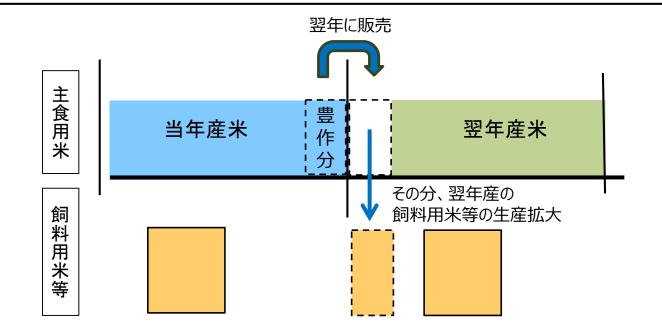


〇「<u>需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援</u>措置を 平成27年度から創設。

(米穀周年供給・需要拡大支援事業:令和3年度予算概算要求額50億円(50億円))

- 〇 本事業を活用するための<u>体制整備は、38道府県の41事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進</u>。(令和2年度においては20道県の21事業者において活用(1次公募申請ベース))
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、<u>豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大する</u>ことで、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。

(水田活用の直接支払交付金:令和3年度予算概算要求額 3,050億円(3,050億円))



(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】
秋田	【長期計画的な販売の取組】
山形	 【輸出向けへの販売促進等の取組】 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 • 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 • 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR • JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 • インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】

- 〇 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、<u>都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田フル活用ビジョン(地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか)を作成する</u>とともに、その内容を生産現場に周知。
- 〇 国の補助事業により、<u>農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援</u>するとともに、<u>ICTを活用した農業再生協議会</u> の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

(都道府県農業再生協議会:都道府県の区域毎に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- -農業会議
- 担い手農業者組織
- •行政 など

(地域農業再生協議会:市町村の区域を基本に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ·農業委員会
- ・担い手農家
- •行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田フル活用ビジョン(地域毎の作付作物推進方針) の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の 交付事務(交付金対象作物の現地確認、交付金関連 情報システム入力)
- 経営所得安定対策等の推進
- <u>ICTを活用した業務効率化の取組(例: 現地確認における</u> <u>タブレットの導入)</u> など

需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)

- 各都道府県が翌年産に向け主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の翌年産に向けた取組について情報を相互に共有する会議を開催。
- 本会議には、各都道府県農業再生協議会の他、全中・全農・日本農業法人協会等の関係団体が出席。
- 〇 また、国は、各産地銘柄の在庫状況や生産販売状況等を踏まえ、需要に応じた生産に向けた生産現場への情報提供や認識の共有を個別に行う。

会議の概要

【開催時期】

• 1月、4月、12月頃

【主な内容】

- ・国からの情報提供
- (米の基本指針、中間的作付動向等)
- ・各県からの情報提供
- (30年産に向けた取組状況についての事例発表)

【参集範囲】

- 各都道府県農業再生協議会
- ·全国団体(全中、全農、全集連、全国農業会議所、 日本農業法人協会、全国稲作経営者会議、全米販等)

【出席者数】

H27. 12月: 225名H28. 4月: 195名H28. 11月: 258名H29. 4月: 226名H29. 12月: 224名H30. 1月: 120名H30. 4月: 223名H30. 11月: 224名H31. 1月: 163名H31. 4月: 108名R元. 11月: 198名R2. 1月: 214名

※ R2年4月は全国テレビ会議を実施。全国の局・支局をむすんで県協議会も参加。

生産現場への情報提供等

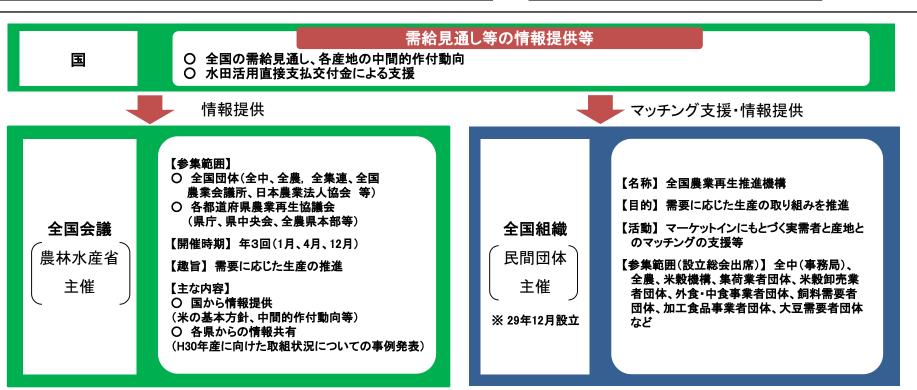
〇 今後も、産地・生産者が需要に応じた生産が進められるよう、各県、地域段階の作付・販売動向や中間的取組状況を踏まえ、生産現場への情報提供や認識の共有を行う。

【実施状況】

・都道府県等への情報提供

H28年産:延べ 55県 H29年産:延べ 42県 H30年産:延べ 51県 R元年産:延べ104県 R2年産:延べ 76県

- <u>国においては、各都道府県が主体的に需要に応じた生産</u>を行うことができるよう、<u>全中、全農、全集連等の</u> 全国団体や、各都道府県の農業再生協議会を参集し、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の取組について情報を相互に共有する
 - 会議を年2回開催しているところであり、今後もこうした取組を継続。
- 〇 平成29年12月に、全国農業再生推進機構が発足。機構では、行政による生産数量配分に頼らずとも、生産者が中心となって需要に応じた生産を行う今般の米政策見直しの趣旨を前提に、マーケットインに基づく実需者と産地とのマッチングの支援等を行っているところ。
- 〇 国としても、<u>米穀周年供給・需要拡大支援事業(安定取引拡大支援事業)の活用による産地と中食・外食事</u> 業者等との安定取引に向けたマッチングの取組への支援や、全国の需給見通し等の情報提供を行う。



【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

┃ 用途に応じた米 ┃ 生産が重要! ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃

買い手の意向

<u>一般家庭用</u> (高価格帯中心) 70%程度

中食・外食向け (低価格帯中心) 30%程度 □ 少しでも単価の高 □ い米を売りたい! □ ファーーー

産地の意向

<u>一般家庭用</u>

需要に応じた 生産・販売へ

中食・外食向け

令和元年産生産量:726万トン

- 主食用米全体の需給は均衡している中、<u>産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意</u> 向が強い。
- 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中 心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニー ズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



○ 一般家庭用、中食・外食向け各々の<u>需要に応じた生産・</u> 販売の取組を進める必要。

それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体^{*} の一層の減少につながる。

一取組事例(A市B生産法人)-

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種(あきだわら)の作付を開始。
- 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

中食・外食向け販売量の状況について①(中食・外食向け販売実態調査結果)

○ 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・ 外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

・平成30年7月から令和元年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った数量のうち、中 - 食・外食向けに販売した数量について調査を実施。

販売先割合の推移(全国)

	30/元年	29/30年	28/29年	27/28年
中食・外食向け	38%	39%	39%	37%
家庭内食向け等	62%	61%	61%	63%

注:家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いた ものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

	30/元年		29/30年		28/29年		27/28年	
1	福島	65%	群馬	69%	群馬	65%	栃木	67%
2	栃木	65%	栃木	65%	福島	65%	福島	64%
3	群馬	62%	福島	61%	岡山	63%	岡山	60%
4	岡山	60%	山口	59%	栃木	63%	山形	59%
5	П Н	57%	山形	53%	宮城	57%	熊本	58%
6	宮城	53%	岡山	52%	山口	56%	山口	57%
7	熊本	53%	埼玉	50%	山形	55%	群馬	56%
8	山形	49%	宮城	47%	佐賀	55%	宮城	53%
9	青森	47%	青森	47%	岩手	52%	佐賀	50%
10	鳥取	44%	岩手	47%	青森	51%	香川	49%

注:中食・外食向け販売量が、1,0005未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合(上位20)

	30/元年				29/30年			28/29年			27/28年	
	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合
1	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	8%	山形	はえぬき	9%
2	栃木	コシヒカリ	6%	山形	はえぬき	7%	山形	はえぬき	7%	宮城	ひとめぼれ	9%
3	山形	はえぬき	6%	栃木	コシヒカリ	7%	栃木	コシヒカリ	7%	栃木	コシヒカリ	7%
4	福島	コシヒカリ	5%	北海道	ななつぼし	5%	北海道	ななつぼし	5%	福島	コシヒカリ	5%
5	青森	まっしぐら	4%	福島	コシヒカリ	4%	岩手	ひとめぼれ	5%	茨城	コシヒカリ	4%
6	北海道	ななつぼし	4%	岩手	ひとめぼれ	4%	福島	コシヒカリ	4%	北海道	ななつぼし	4%
7	岩手	ひとめぼれ	3%	青森	まっしぐら	4%	茨城	コシヒカリ	4%	青森	まっしぐら	4%
8	茨城	コシヒカリ	3%	茨城	コシヒカリ	4%	青森	まっしぐら	4%	岩手	ひとめぼれ	4%
9	新潟	コシヒカリ	3%	新潟	コシヒカリ	3%	秋田	あきたこまち	3%	秋田	あきたこまち	3%
10	福島	ひとめぼれ	2%	秋田	あきたこまち	2%	新潟	コシヒカリ	2%	北海道	きらら397	2%
11	北海道	ゆめぴりか	2%	長野	コシヒカリ	2%	北海道	きらら397	2%	新潟	コシヒカリ	2%
12	秋田	あきたこまち	2%	福島	ひとめぼれ	2%	福島	ひとめぼれ	2%	栃木	あさひの夢	1%
13	長野	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	1%
14	栃木	あさひの夢	2%	北海道	きらら397	1%	長野	コシヒカリ	1%	長野	コシヒカリ	1%
15	富山	コシヒカリ	1%	北海道	ゆめぴりか	1%	北海道	ゆめぴりか	1%	福島	ひとめぼれ	1%
16	千葉	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%	栃木	あさひの夢	1%	青森	つがるロマン	1%
17	北海道	きらら397	1%	栃木	あさひの夢	1%	石川	コシヒカリ	1%	千葉	ふさこがね	1%
18	青森	つがるロマン	1%	石川	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%	秋田	ひとめぼれ	1%
19	新潟	こしいぶき	1%	青森	つがるロマン	1%	青森	つがるロマン	1%	石川	コシヒカリ	1%
20	千葉	ふさこがね	1%	群馬	あさひの夢	1%	新潟	こしいぶき	1%	千葉	コシヒカリ	1%

注:割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

<当データを見る上での留意事項>

- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

中食・外食向け販売量の状況について②(中食・外食向け販売実態調査結果)

30/元年の産地別販売先割合(産地品種銘柄別内訳)

※ 下段()書きけ販売数量(単位・チトン)

産地	中食·外	食向け(產地品種	E銘柄別内	引訳)	家庭内食 向け等
北海道	30%	ななつぼし	ゆめぴりか	きらら397	その他	70%
	(103.0)	(43.1)	(24.1)	(14.8)	(21.1)	(245.2)
青森	47% (65.7)	まっしぐら (51.1)	つがるロマン (13.5)	その他 (1.1)		53% (75.4)
岩手	40%	ひとめぼれ	あきたこまち	いわてっこ	その他	60%
	(48.4)	(40.0)	(5.3)	(1.0)	(2.2)	(72.2)
宮城	53%	ひとめぼれ	つや姫	ササニシキ	その他	47%
	(93.4)	(81.2)	(3.5)	(2.0)	(6.8)	(83.6)
秋田	17%	あきたこまち	ひとめぼれ	めんこいな	その他	83%
	(45.5)	(21.8)	(8.5)	(6.4)	(8.9)	(222.4)
山形	49% (89.2)	はえぬき (72.8)	ひとめぼれ (4.6)	つや姫 (2.2)	その他 (9.6)	51% (94.3)
福島	65%	コシヒカリ	ひとめぼれ	天のつぶ	その他	35%
	(92.8)	(54.9)	(24.9)	(7.8)	(5.2)	(50.0)
茨城	37%	コシヒカリ	あきたこまち	シルキークイーン	その他	63%
	(52.3)	(36.9)	(6.0)	(0.0)	(9.4)	(88.9)
栃木	65%	コシヒカリ	あさひの夢	なすひかり	その他	35%
	(106.5)	(74.3)	(19.7)	(3.7)	(8.9)	(58.2)
群馬	62% (13.0)	あさひの夢 (10.4)	ゆめまつり (1.6)	その他 (1.1)		38% (8.0)
埼玉	42% (14.8)	彩のかがやき (5.2)	コシヒカリ (3.3)	彩のきずな (2.7)	その他 (3.6)	58% (20.2)
千葉	29%	コシヒカリ	ふさこがね	ふさおとめ	その他	71%
	(31.9)	(15.9)	(10.6)	(2.9)	(2.5)	(77.2)
新潟	20% (50.7)	コシヒカリ (30.7)	こしいぶき (10.8)	その他 (9.2)		80% (199.3)
富山	29% (24.2)	コシヒカリ (17.8)	てんたかく (2.4)	その他 (4.0)		71% (58.8)
石川	31% (17.3)	コシヒカリ (9.7)	ゆめみづほ (5.0)	その他 (2.6)		69% (38.6)

						安成中央
産地	中食·外	食向け((産地品種	越納別内	引訳)	家庭内食 向け等
福井	24%	ハナエチゼン	コシヒカリ	その他		76%
	(14.4)	(4.6)	(4.3)	(5.4)		(44.5)
山梨	43%	コシヒカリ	その他			57%
	(1.9)	(1.6)	(0.4)			(2.5)
長野	39%	コシヒカリ	あきたこまち	その他		61%
	(24.0)	(21.5)	(1.8)	(0.7)		(37.0)
岐阜	43%	ハツシモ	コシヒカリ	あきたこまち	その他	57%
	(10.3)	(5.5)	(1.1)	(0.5)	(3.3)	(13.9)
静岡	7%	コシヒカリ	きぬむすめ	あいちのかおり	その他	93%
	(0.9)	(0.5)	(0.1)	(0.0)	(0.3)	(12.1)
愛知	36%	あいちのかおり	コシヒカリ	大地の風	その他	64%
	(11.2)	(9.6)	(0.7)	(0.1)	(0.7)	(19.9)
三重	20%	コシヒカリ	キヌヒカリ	その他		80%
	(8.0)	(4.1)	(1.1)	(2.9)		(32.8)
滋賀	39%	キヌヒカリ	コシヒカリ	日本晴	その他	61%
	(20.8)	(5.1)	(3.7)	(3.4)	(8.6)	(33.0)
京都	22%	コシヒカリ	キヌヒカリ	ヒノヒカリ		78%
	(2.7)	(1.5)	(0.5)	(0.5)		(9.4)
大阪	54%	その他				46%
	(0.5)	(0.5)				(0.5)
兵庫	30%	コシヒカリ	ヒノヒカリ	キヌヒカリ	その他	70%
	(7.8)	(5.0)	(1.1)	(0.9)	(0.9)	(17.9)
奈良	16%	ヒノヒカリ	その他			84%
	(1.2)	(0.8)	(0.3)			(6.1)
和歌山	29%	その他				71%
	(0.4)	(0.4)				(1.0)
鳥取	44%	きぬむすめ	ひとめぼれ	コシヒカリ	その他	56%
	(10.5)	(4.4)	(3.8)	(2.3)	(0.0)	(13.2)
島根	28%	きぬむすめ	コシヒカリ	つや姫	その他	72%
	(6.6)	(3.2)	(1.8)	(1.2)	(0.3)	(16.8)

	>	(卜段)	、) 書き	ば販売変	(重(里位	立:干トン)
産地	中食·外	食向け(產地品種	銘柄別内	可訳)	家庭内食 向け等
岡山	60% (20.9)	アケボノ (7.8)	ヒノヒカリ (2.4)	あきたこまち (1.2)	その他 (9.5)	40% (13.7)
広島	41% (12.6)	コシヒカリ (5.3)	あきさかり (3.0)	あきろまん (0.9)	その他 (3.3)	59% (18.1)
山口	57% (16.9)	ヒノヒカリ (4.5)	コシヒカリ (4.2)	ひとめぼれ (4.0)	その他 (4.2)	43% (12.9)
徳島	23% (3.2)	コシヒカリ (1.3)	キヌヒカリ (0.9)	その他 (0.9)		77% (10.9)
香川	34% (4.2)	ヒノヒカリ (2.8)	コシヒカリ (0.5)	おいでまい (0.1)		66% (8.0)
愛媛	27% (2.5)	ヒノヒカリ (0.8)	コシヒカリ (0.5)	あきたこまち (0.4)	その他 (0.8)	73% (7.0)
高知	10% (1.2)	コシヒカリ (0.9)	ヒノヒカリ (0.2)	その他 (0.0)		90% (10.6)
福岡	23% (12.7)	ヒノヒカリ (7.5)	元気つくし (2.6)	夢つくし (1.2)	その他 (1.3)	77% (41.7)
佐賀	44% (14.7)	さがびより (6.7)	夢しずく (3.0)	ヒノヒカリ (2.5)	その他 (2.4)	56% (19.0)
長崎	18% (1.5)	にこまる (0.6)	ヒノヒカリ (0.5)	コシヒカリ (0.2)	その他 (0.1)	82% (6.8)
熊本	53% (22.9)	ヒノヒカリ (7.6)	森のくまさん (2.9)	コシヒカリ (2.0)	その他 (10.4)	47% (20.6)
大分	25% (3.9)	ヒノヒカリ (2.7)	ひとめぼれ (0.2)	その他 (0.9)		75% (11.4)
宮崎	18% (3.2)	ヒノヒカリ (1.3)	コシヒカリ (1.0)	その他 (1.0)		82% (14.2)
鹿児島	33% (5.2)	あきほなみ (2.2)	ヒノヒカリ (1.9)	コシヒカリ (0.2)		67% (10.7)
沖縄	45% (0.2)	その他 (0.2)				55% (0.3)

注:中食・外食向け販売量が、1005未満であった東京、神奈川は除いている。

(参考)中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

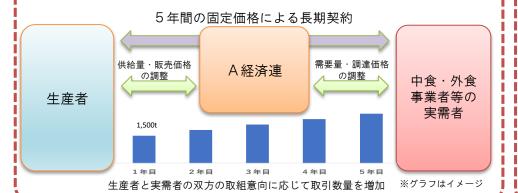
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとって も経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産 者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業 者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始してい る。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② <u>実需者サイドは、</u>長期に渡る固定価格での取引によって、 原料調達の安定化やコストを平準化することができる

など、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。

○ この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。

また、契約終了の段階で、<u>取引価格や契約年数の検証を行い、契約の</u>継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- 〇 B卸売業者では10年前から、農研機構が開発した自社が奨励する<u>多</u>収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約 栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- <u>価格については</u>、安定した取引となるよう、 一定の範囲内で設定している。
- O 集荷した米は、特定の実需者へ販売 されていることから、生産者には、実需 者が見える生産であることも契約栽培 のインセンティブとなっている。



実需者

実需者・生産者双方の顔が見える取引

大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘 柄の生産

- 〇 C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する<u>大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる</u> 多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- O D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥 料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者 (弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



(参考)産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェアについて

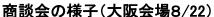
- 全国農業再生推進機構等は、農林水産省の支援の下、中食・外食向けニーズに応じた安定取引の推進のため、マッチングイベントを開催。
- 〇 令和元年度開催の「米マッチングフェア2019」では、売り手(JA、農業生産法人等)71団体、買い手 (中食・外食事業者等の実需者)217社が参加。
- 〇 令和2年度は、「米マッチングフェア2020」として、東京、愛知及び大阪で開催予定。

米マッチングフェア2020 パンフレット



米マッチングフェア2019 開催状況







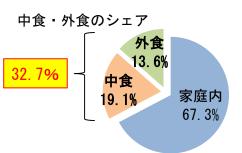
セミナーの様子(東京会場9/11)

マッチング商談事例

- ①北陸の生産法人が多収品 種「ちほみのり」について、 生産コストをベースとした取 引(事前契約・複数年契約) で中食事業者と商談成立。
- ②関東の生産法人が、多収品種(ほしじるし)を導入し出展。大手外食事業者と2千トンの商談成立(事前契約・複数年契約)。

- 主食用米の消費の約3割を占める中食・外食等は、業態やメニューにより求める品質や価格が様々。このため、複数年契約・事前契約などの安定取引の拡大に向けて、米産地と中食・外食事業者とのマッチングなどを推進。
- また、消費者の米に対する意識の変化を踏まえ、米の機能性に関する情報など、今訴求性が高い と考えられる健康の面からの情報発信も進めている。

【主食用米の消費内訳等(令和元年度)】



中食・外食事業者が求める品質 (中食・外食業者への聞き取り)

(例)

おにぎり…適当に粘りがあり良食味で歯ごたえ のある銘柄

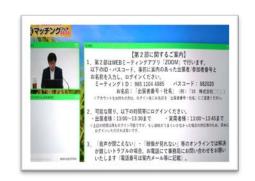
寿 司…酢が入りやすく歯ごたえのある米 丼 物…液通りの良いやや硬質米

資料:米の消費動向調査((公社)米穀安定供給確保支援機構調べ)

〇 産地と中食・外食事業者とのマッチングイベントを開催

米産地と中食・外食事業者 との間での複数年契約や 事前契約を拡大するための マッチングを行う商談会等 を年4回開催。

^ˆ第1回はオンラインで R2年9月2日に開催。



【消費者の米に対する意識】

〇 米は健康によいと思うか (時期別)



- ■そう思う
- そうは思わない
- どちらともいえない
- ■わからない

〇 米の消費量を増やしたくなる情報(複数回答)

3,231	100%
652	20%
801	25%
573	18%
426	13%
568	18%
501	16%
382	12%
	-,

出典:内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」 農林水産省「米の消費動向に関する調査」

〇「食育健康サミット2019」を開催(令和元年11月)



医師や栄養士等を対象に、フレイル予防 を視野に入れて、個人の状態に合った適正 な食事量・栄養バランスと身体活動に焦点 を当て、その中で、ごはんを主食とした日 本型食生活の役割を再認識するシンポジウムを実施(約550名が参加)

主催:(公社)米穀安定供給確保支援機構、(公社)日本医師会 後援:農林水産省

- 〇 農林水産省は、米の消費拡大の取組を応援すべく、「やっぱりごはんでしょ!」運動を開始。平成30年10月に企 業等が実施する消費拡大につながる取組情報を幅広く集約したWebサイトを新規開設し、各種SNSにより情報発信。
- 〇 消費者にとって関心がある「健康」や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中食・外食事業者の応援企画など、ニーズに応じたタイムリーな情報を発信。今後も、「やっぱりごはんでしょ!」運動を着実に進めていく。

「やっぱりごはんでしょ!」による情報発信事例

ホームページ

企業や民間団体などが行っている米の消費拡大につな がる取組を紹介。

株式会社プレナスの「茅場町あおぞら田んぼプロジェクト」 を紹介。





米穀機構の「3·1·2弁当箱法」 を活用した体験セミナーを紹 介。



Facebook

米に関する新商品や「農山漁村」など消費者の関心が 高い情報を発信(毎週1回程度)。

横須賀で開催の「米が浜カレーバトル」を紹介。



農業生産法人のお米作りや 棚田の風景を紹介。 日本初の日本酒アイスクリーム販売店を取材。





Twitter

米を使ったレシピや中食・外食での新メニューなどを タイムリーに発信(平日3回程度)。

米ぬかに着目したお米商品や栄養成分を紹介。





生米を使った「生米パン」のレシピを紹介。





ニーズ応じた情報の掲載

「健康」をテーマにした発信

米食者は腸内細菌がよく働き、免疫機能が高くなるのではないかと示唆する渡邊昌東京農 大客員教授の論文を紹介。



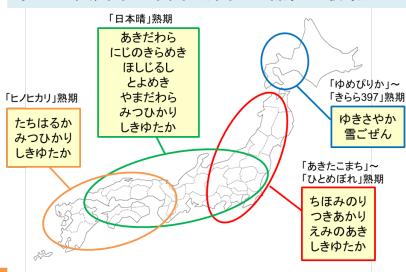
集中カアップに必要な栄養が含まれる ことから女子栄養大学が推奨している 「胚芽精米」を紹介。

※胚芽精米は胚芽が80%以上含まれている米でビタミンB1、B2、E等を多く含む。



中食・外食向け米の多収品種

多収で良食味の中食・外食向け品種の栽培適地



民間企業が開発した多収品種の例

「みつひかり」

三井化学アグロ(株)

・一般品種との作期分散に有効な良食味品種。 関東以西に対応。 収穫が遅れても品質劣化が少なく、「刈り遅れ」の心配が 少ない。

「しきゆたか(ハイブリッドとうごうシリーズ)」

豊田通商(株)

- ・多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。
- ・うるち、半モチの2種類があり、4系統で北海道を除く 各地に対応。

「つくばSDシリーズ」

住友化学(株)

- ・短幹で倒れにくい、多収の良食味品種。
- ・コシヒカリの血を引き、3系統で南東北以南の全国各地に対応。

■農研機構が開発した多収品種の例

北海道向け「雪ごぜん」

- ・やや高アミロース・低タンパクの業務用 多収米品種。
- 耐冷性に優れ、冷害年でも収量が安定する。

東北以南向け「ちほみのり」

- ・多収で直播栽培向きの良食味品種。
- ・炊飯米の光沢、粘りとも「あきたこまち」 並の良質、良食味。

東北中北部以南向け「えみのあき」

- ・いもち病に強く、良食味の直播用品種。
- ・倒れにくく、葉いもち、穂いもちとも 極めて強い。

関東・北陸以南向け「あきだわら」

- ・「コシヒカリ」より多収で、「コシヒカリ」に 近い良食味品種。
- ・生育が「コシヒカリ」より遅く、作期分散 が可能。

関東・北陸以南向け「にじのきらめき」

- ・大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
- ・高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。

西日本・九州向け「たちはるか」

- ・耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト 直播栽培向き多収品種。
- いもち病、縞葉枯病にも強い。

北海道向け「ゆきさやか」

- ・やや低アミロース・低タンパクで多収の 極良食味品種。
- ・耐冷性に優れ、比較的倒れにくい。

東北中南部以南向け「つきあかり」

- 早生で多収の極良食味品種。
- ・ご飯はツヤがあり、うま味に優れ、
- 4時間保温しても美味しさが持続。

関東・北陸以南向け「とよめき」

- ・極多収で粘りが弱い早生の業務・加工 用品種。
- ・冷凍米飯等の加工用米としての利用に 適している。

関東・北陸以南向け「やまだわら」

- ・極多収で粘りが弱い中生の業務・加工 用品種。
- ・冷凍米飯等の加工用米としての利用に 適している。

関東・北陸以南向け「ほしじるし」

- ・二毛作向きで、「コシヒカリ」より多収の 良食味品種。
- ・倒れにくく、縞葉枯病に抵抗性。

上記品種の利用許諾や種苗入手先に関する問合せ (国研)農研機構 知的財産部 知的財産課 種苗チーム

Tel 029-838-7390 · 7246 / Fax 029-838-8905 http://www.naro.affrc.go.jp/ collab/breed/list/index.html

50

生産コスト低減に向けた具体的な取組

▶ 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

目指す姿:農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

〇 今後10年間(2023年まで)で担い手の米の生産コストを現状全国平均(16,001円/60kg)から 4割低減(9,600円/60kg)し、所得を向上。

【担い手の米の生産コスト(平成30年産)】・認定農業者15ha以上層…11,294円/60kg ・稲作主体の組織法人経営…11,942円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培(育苗・田植えを省略)

(実証例)

労働時間

(移植) (直播) 費用(利子・地代は含まない)

103千円/10a →93千円/10a

(移植) (直播)



スマート農業技術の活用

営農管理システムの導入等により、 作業のムダを見つけて手順を改善 (実証例)

田植え作業時間

1.62時間/10a→1.15時間/10a (補植作業時間の削減)

密苗栽培

育苗箱数を減らせるため、資材費の低減が可能。

苗継ぎも少なく省力的

(実証例) 育苗箱数 15~18箱/10a → 5~6箱/10a

1112343070 gm





大規模経営に適合した品種

多収品種

単収

530kg/10a→700kg/10a (全国平均) (多肥栽培で単収増)

生産費

16千円/60kg(全国平均)

→13千円/60kg(試算)

作期の異なる品種の組合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械



ミルキーサマー コシヒカリ あきだわら

担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・ 分散錯圃の解消
 - 農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業生産資材価格の引下げ

- 生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- 生産資材価格や取引条件等の「見える化」

農業機械の低コスト仕様

・基本性能の 絞り込み

・耐久性の 向上



⇒基本性能を絞った海外向け モデルの国内展開等 (標準モデル比2~3割の 低 価格化)

肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適 正化(肥料の自家配合等)、 精密可変施肥
- ·フレキシブルコンテナの利
- Ⅰ 用(機械化にⅠ よる省力化等)
- ▶土壌改良

▮資材のフレコン利用

(20kg袋比7%低価格化)

合理的な農薬使用

- ・発生予察による効果的か つ効率的防除
- ・輪作体系や抵抗性品種の 導入等の多様な手法を組 み合わせた防除(IPM)
- ⇒ 化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

鶏糞焼却灰等の利用

⇒従来品比 7%低価格化



【令和2年度予算額 750(505)百万円】 【令和元年度補正予算額 7,150百万円】

<対策のポイント>

スマート農業の社会実装を加速化するため、ロボット・AI・IoT等の先端技術を生産現場に導入・実証し、経営効果を明らかにするとともに、最適な技術体系を検討し、情報提供等を行います。

く政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践「2025年まで]

く事業の内容>

スマート農業技術の導入・実証

- 各地域の実情に応じたスマート農業技術体系が構築・実践されるよう、ロボット・AI・IoT・5G等の技術の生産現場に導入・実証、技術面・経営面の効果を明らかにする取組を実施。
- > この中で、被災地の速やかな復興・再生や中山間地等の 条件不利地域の生産基盤強化を推進。
- ▶ シェアリング・リース等のスマート農業技術の導入コスト低減を図る新サービスをモデル的に実証。
- ▶ ローカル5G技術の現場への導入について、総務省とも 連携。

<事業の流れ>





農研機構



民間団体等

く事業イメージ>

実証のイメージ

経営管理



経営管理システム



耕起 · 施肥

自動走行トラクタの無人協調作業



栽培管理

ドローン農薬散布



収穫

重量野菜の 自動収穫機

導入が期待される先端技術の例



ドローンを活用した リモートセンシングと施肥



アスパラガス 収穫ロボット



家畜生体データ センシング



自動走行スプレーヤ

「スマート農業」の社会実装を加速化

ロボット

スマート農業実証プロジェクト 実証圃場一覧



農産物規格・検査の見直しについて

- 〇 農産物規格・検査については、農産物流通等の現状や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通業者等からなる 「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討を行い、昨年3月に中間論点整理を行った。
- この中間論点整理を踏まえ、これまでに、
- ① 検査場所の緩和(農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう検査場所に係る手続きの簡素化)(令和元年7月省令改正)
- ② 穀粒判別器の活用(令和元年11月告示改正)
- ③ 農産物規格の見直し(異種穀粒の規格の簡素化)(令和2年3月告示改正)
- ④ 玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格設定(令和2年6月告示改正)
- 等について省令や告示の改正等を順次実施。これらの見直しにより、農産物検査の合理化や農業者負担の低減に取り組んできたところ。
- 本年1月から、規制改革推進会議農林水産WGにおいて、農産物検査が取り上げられ、「農産物検査の抜本的な改革を検討すべき」「JAS規格への 一本化も1つのやり方」等の意見が表明されたが、、7月の規制改革実施計画(閣議決定)では、農産物検査制度を維持することとして、 「<u>農産物検査規格と商慣行の総点検</u>を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」とされたところ。
- 〇 引き続き、多様化する米の流通ルートや消費者ニーズに即したものとすべく、本年9月から、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を設置し、来年5月まで概ね月1回のペースで開催予定。

(参考) 農産物規格・検査の見直しに関する政府決定等

〇農業競争力強化プログラム

(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)(抄)

農産物の規格(従来の出荷規格・農産物検査法の規格等)についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

〇農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号。平成29年8月1日施行)(抄)

第11条(略)

2 <u>農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び</u> 消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資す るため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業 者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(平成31年3月29日)

【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

- 〇 農産物検査での<u>穀粒判別器の活用には一定の意義</u>があるが、<u>専門家による</u> 検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
- <u>規格の項目の追加及び削減</u>について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、<u>専門家による検討会において技術的な検討</u>を行い、結論を得る必要。 また、<u>着色粒の基準の緩和は難しいのではないか</u>。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。
- 登録検査機関から国への<u>検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長</u>等 の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。
- 検査精度の向上のため、<u>検査員を対象に国が行う研修の内容充実</u>など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。

【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】

- 〇 <u>交付金の交付要件等</u>について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつ つ<u>直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで</u> 現行の検査が必要か否か検討する必要。
- 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の<u>表示</u> 要件の見直しの当否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ 所管省庁とも議論しておく必要。

54

【参考】規制改革実施計画のポイント(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

〇 農産物検査規格の総点検と見直し

- ・現在の農産物検査規格について見直しを行うものとし、 農産物検査制度そのものの廃止や JASへの一本化については、一切言及なし。
- ・農産物検査規格と商慣行の総点検を行い、 検討会において、1年程度で結論を得る。

〈検討項目〉

- ①1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ②検査方法等の徹底した合理化による負荷軽減と検査コスト 低減
- ③目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械 的計測への早期の変更
- ④皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し
- ⑥量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進
- ⑧輸出や高付加価値化に向けて民間主導のJAS制定の支援

〇 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

農業者に農産物検査法に基づく 検査以外の選択肢を可能にするため、 下記の事項について、卸取引を含む取引につき、 農産物検査によるものに加えて、 その他の品質確認による場合も可能とする。

①ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な 補助金

農産物検査に代わる手法により助成対象数量を 確認することにより支援対象とする。

- ②産地、品種、産年などの食品表示
 - ・農産物検査済みのものについては、 「農産物検査証明による」旨の表示ができる ようにするとともに、 農産物検査を受検しない場合について その旨の表示を義務付けることはしない。
 - ・根拠が不確かな表示がなされた米が 流通することを排除し、消費者の信頼を損ねる ようなことがないようにするため、 検査や取引に関する記録の保存方法など 必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
 - ・消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

【参考】規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

(7)農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの 流通ルートや消費者ニーズに即したものに見直すことで、農業者の所得向上に つなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について 以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢(自主検査含む)が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下 を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

(なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を 受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性 を判断して取引を行うことは可能である。)

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直 しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・ 開発を推進する。

- ①1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ②検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双 方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③目視及びその他の人的(主観的)鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更 (その後も技術の進展成果は積極性に活用)
- ④皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」 設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の 推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣行の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシャティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の 事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、そ の他の品質確認による場合も可能とする。

- a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金 農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援 対象とする。
- b 産地、品種、産年などの食品表示

食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする(例:品質確認 JA〇〇(登録検査機関名)、品質確認 〇〇ライス(農業者名))。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。

また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。

以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

【参考】農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について

主な検討項目

- (1) 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- (2)検査方法等の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト 低減
- (3)目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械的計測への早期の変更
- (4) 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- (5) 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し
- (6) 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- (7) 穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進
- (8)輸出や高付加価値化に向けて民間主導のJAS制定の支援

スケジュール

- 第1回 令和2年9月4日(金)
 - 検討会の設置について
 - ・農産物規格・検査の情勢について
 - ・関係者ヒアリング(農業者、卸売業者、登録検査員)
- 第2回 令和2年9月30日(水)
 - ・穀粒判別器等に関するヒアリング
- 第3回 令和2年10月下旬~11月上旬
 - ・海外・他分野の規格・抽出方法に関するヒアリング
- ※ 検討会は、令和3年5月頃まで概ね月1回のペースで開催。

検討会委員

飯塚 悦功 東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協 会理事長

井村 辰二郎 アジア農業株式会社代表取締役

岩井 健次 株式会社イワイ 代表取締役

◎大坪 研一 新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授

金澤 徹 株式会社大戸屋ホールディングス執行役員マーケテ

ィング部長

栗原 竜也 全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部長

白井 恒久 わらべや日洋ホールディングス株式会社取締役常務

執行役員

千田 法久 千田みずほ株式会社代表取締役社長

夏目 智子 特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長

藤代 尚武 正林国際特許商標事務所技術標準化事業部長

三澤 正博 木徳神糧株式会社特別顧問

森 雅彦 日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部特別商品

グループマネージャー

山﨑 能央 株式会社ヤマザキライス代表取締役

(敬称略、五十音順、◎は座長)

○ 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に<u>玄米を精米にする際の歩留まりの目安</u>を示し、<u>現物を</u> 確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ 確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正 かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の 発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。 (米穀の生産者に係る品位等検査)

第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を 受けることができる。

〇 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、 小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

〇 農産物検査規格

①品位等検査:種類(農産物の種類、生産年等)、

銘柄(産地品種銘柄等)、

品位(等級)、量目、荷造り、包装

②成分検査:たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)

及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稲うるち玄米)】

項目	最(低 限 度			最 高	限 度	Ę	
				被害	[粒、死米、	着色粒、異	種穀粒及び	異物
等級	整 粒 (%)	形 質 (未熟粒)	水 分 (%) ※	計 (%)	死 米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異 物 (%)
1 等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2 等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3 等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外 - 1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの ※1 水分: 醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。 ※2 異物: 玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入していてはならない。

〇 主な農産物の検査状況(平成30年産)

(単位: 千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量 (a)	7,327	940	211	29
検査数量(b)	4,932	1,033	188	26
受検率(b/a)	67%	110%	89%	88%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
 - 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。)
 - 3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量 をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
 - 4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

〇 民間の登録検査機関の推移

平成31年3月31日現在

年 度	平成20年度	平成30年度
登録検査機関(機関)	1,393	1,734
農産物検査員(人)	13,847	19,082
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,424	14,356

- (注)1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
 - 2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

〇 米穀の系統別検査数量の比率(平成30年産)

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸·小売	農業法人等	分析機関	合 計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%

資料:穀物課作成資料

米(玄米・精米)の物流合理化について

全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。(2019年3月から政策統括官主催による「物流合理化勉強会」を開催し、米、麦、砂糖等の物流問題について議論。)

玄米物流の課題

- ■量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、トラックドライバーから特に敬遠される傾向。
- ・フレコンバッグは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、フレコンバッグの普及率は4割に留まる。
- →フレコン化の推進に向けた環境整備として、フレコンの規格化 ができないか。

精米物流の課題

- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送 センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化し、ト ラックドライバーの確保が困難。
- ・発注から納品までのリードタイム(発注後〇日)や精米年月日から 納品までのリードタイム(精米後〇日)が短い。
- →共同配送の取組や納品までのリードタイムの緩和により、できる だけ商品をまとめて配送することができないか。



これまでの取組

〇<u>農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を</u> 設定(R2.6.30)



○「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を展開 (玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援(令和2~4年度))

〇「精米年月旬(上/中/下旬)」表示の導入

食品表示基準改正(R2.3.27)により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能となった。





旬表示商品の例

〇配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出 米卸団体(全農、全米販)が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年 月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼 文を発出(R2.3)し、協議を開始。 ③ 新規需要米の取組状況

- 飼料用米については、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展。
- 〇 また、飼料用米の生産の約8割が経営規模(全水稲の作付面積)が5ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
飼料用米作付面積 (万ha)	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3
うち「多収品種」の作付面積 (万ha)	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3
割合	39%	37%	43%	50%	56%	60%
うち「区分管理」の取組面積 (万ha)	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5
割合	80%	75%	80%	83%	88%	89%
飼料用米生産計画数量 (万ఏ)	18	42	48	48	42	38
()内は実際の収量を反映した実績値	(19)	(44)	(51)	(50)	(43)	(39)

注:「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米 を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。

【飼料用米作付における、農業者の規模別(全水稲の作付面積)の飼料用米の分布状況】

水稲全体の作付規模が 5 ha以上 (※) が約 8 割

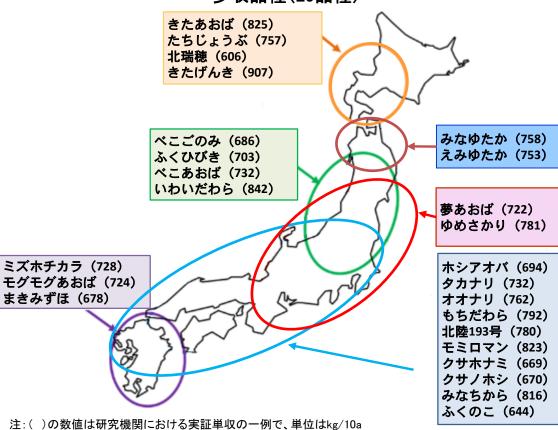
元年産 (7.3万ha)

~3ha	3~5ha	5 ~ 10ha	10~15ha	15ha∼
14%	9%	17%	13%	46%

多収品種について

- <u>多収品種については</u>、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、<u>以下の2区分が設けられている</u>。
 - ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種(<u>多収</u>品種)
 - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(特認品種)

多収品種(25品種)



主な特認品種の例(令和2年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
青森県	青系201号(811)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)
秋田県	秋田63号(725)、たわわっこ(717)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、 ゆきみのり(681)、いただき(689)、亜細亜のかおり(817)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ニシアオバ(644)、たちすがた(600)、ツ クシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)、宮崎52号(620)

令和元年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

都道府県	<i>作从</i> 工程	出荷方式別面積				単位:ha 飼料用米の品種別面積			
40 担 桁 乐	作付面積	一括 管理	割合	区分 管理	割合	一般 品種	割合	多収 品種	割合
北海道	1,974	123	6%	1,851	94%	441	22%	1,533	78%
青森県	4,765	35	1%	4,730	99%	821	17%	3,944	83%
岩手県	3,724	228	6%	3,496	94%	555	15%	3,169	85%
宮城県	4,871	443	9%	4,428	91%	3,713	76%	1,158	24%
秋田県	1,601	205	13%	1,396	87%	522	33%	1,080	67%
山形県	3,444	330	10%	3,114	90%	443	13%	3,001	87%
福島県	4,623	677	15%	3,945	85%	2,751	60%	1,872	40%
茨城県	7,707	733	10%	6,975	90%	3,173	41%	4,534	59%
栃木県	8,414	28	0%	8,387	100%	6,976	83%	1,438	17%
群馬県	1,003	53	5%	950	95%	790	79%	213	21%
埼玉県	1,281	314	25%	967	75%	758	59%	523	41%
千葉県	3,914	843	22%	3,072	78%	938	24%	2,977	76%
東京都									
神奈川県	10	10	100%	0	0%	10	100%	0	0%
新潟県	2,213	435	20%	1,778	80%	445	20%	1,768	80%
富山県	1,301	104	8%	1,197	92%	730	56%	571	44%
石川県	579	14	2%	565	98%	174	30%	406	70%
福井県	1,163	100	9%	1,063	91%	246	21%	917	79%
山梨県	16	5	32%	11	68%	13	77%	4	23%
長野県	235	65	28%	170	72%	71	30%	164	70%
岐阜県	2,336	769	33%	1,567	67%	1,432	61%	903	39%
静岡県	1,136	5	0%	1,132	100%	39	3%	1,098	97%
愛知県	1,272	798	63%	474	37%	1,086	85%	187	15%
三重県	1,613	183	11%	1,430	89%	508	31%	1,105	69%

柳光点目	15.11.T.1±	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
都道府県	都道府県 作付面積		割合	区分 管理	割合	一般 品種	割合	多収 品種	割合
滋賀県	958	233	24%	726	76%	530	55%	428	45%
京都府	99	0	0%	99	100%	9	9%	89	91%
大阪府	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵庫県	305	1	0%	304	100%	42	14%	264	86%
奈良県	30	5	18%	25	82%	26	85%	4	15%
和歌山県	2	1	40%	1	60%	1	48%	1	52%
鳥取県	685	0	0%	685	100%	0	0%	685	100%
島根県	794	2	0%	791	100%	5	1%	789	99%
岡山県	1,076	311	29%	765	71%	350	32%	726	68%
広島県	332	3	1%	329	99%	25	7%	307	93%
山口県	893	0	0%	893	100%	141	16%	752	84%
徳島県	476	177	37%	299	63%	199	42%	277	58%
香川県	121	12	10%	109	90%	47	39%	74	61%
愛媛県	288	68	24%	220	76%	81	28%	207	72%
高知県	880	132	15%	748	85%	245	28%	635	72%
福岡県	1,969	0	0%	1,969	100%	0	0%	1,968	100%
佐賀県	558	0	0%	558	100%	66	12%	492	88%
長崎県	128	9	7%	119	93%	72	56%	56	44%
熊本県	1,175	48	4%	1,127	96%	187	16%	988	84%
大分県	1,362	1	0%	1,361	100%	113	8%	1,249	92%
宮崎県	431	17	4%	415	96%	76	18%	355	82%
鹿児島県	742	109	15%	633	85%	345	46%	397	54%
沖縄県									
合計	72,509	7,636	11%	64,873	89%	29,200	40%	43,309	60%

注1:東京都及び沖縄県では飼料用米の作付けはない。

注2:「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。

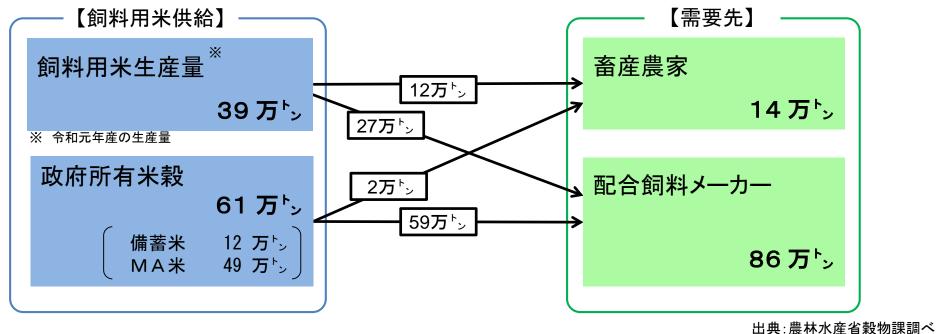
単付 · ha

注3:「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で 主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

単位:ha

〇 現状、飼料用に100万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量(令和元年度)



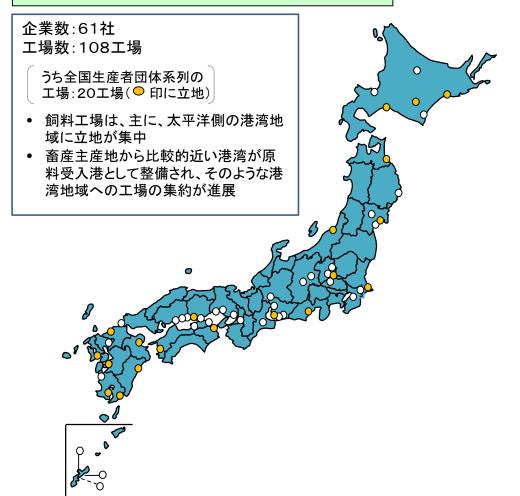
【今後の課題】

- 配合飼料の主原料であるとうもろこしと同等、またはそれ以下の価格での供給が必要。
- 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給が必要。(短期・大量の受け入れは不可)
- 〇 その他、飼料用米の集荷·流通·保管施設や直接供給体制の構築等の集荷·調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

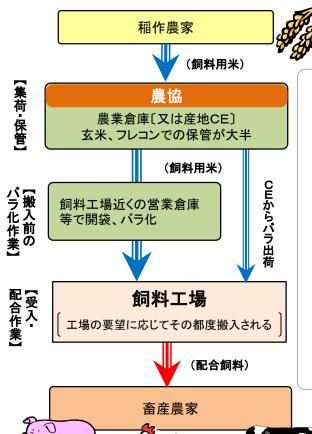
配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家 自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

配合飼料工場の立地状況(平成30年度末時点)



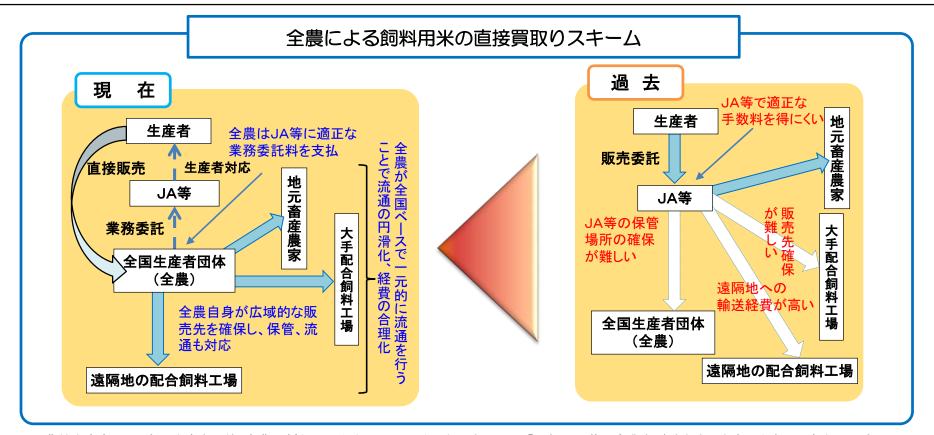
全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制



- 農協は、CEや耕種農 家が乾燥した飼料用米 を地域の農業倉庫等で 保管。
- 農協と出荷契約を締結した全国団体は、飼料メーカーの要望に応じ、工場近くの営業倉庫等で開袋・バラ化作業を行い、工場に搬入。
- 飼料メーカーは、とうも ろこしの代替として飼料 用米を配合し、畜産農家 に出荷(工場は、在庫と して保有せず、計画的に 受入・配合)。

(参考)飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

- 全国生産者団体(全農)に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り 荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と共同計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精 算されている。
- 飼料用米の販売価格は主食用米よりも相当低い水準にあるが、輸送経費が販売代金を上回る実態にはないことに加え、水田活用 の直接支払交付金の単価は、一般的な流通経費を勘案して設定している。
- このようなことを踏まえ、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。



※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)

飼料用米の需要情報について

- 令和2年産に係る飼料用米の年間需要量は、約120万トン。畜種別シェアは、採卵鶏とブロイラーで60%。
- 〇 毎年、畜産農家と耕種農家とのマッチングのための要望調査を実施。令和2年産飼料用米については、畜 産農家から約2万トン(51件)の希望が寄せられたところ。
 - **畜種別需要量**(令和2年産、農林水産省聞き取り)

	肉用牛	乳用牛	豚	採卵鶏	ブロイ ラー	合 計
数量 (千トン)	44	49	363	384	319	1,161
シェア	4%	4%	31%	33%	27%	100%

- 注1:各飼料業界団体からの聞き取りであり、日本飼料工業会以外は使用可能数量。(令和元年12月現在)
- 2: 畜種別需要見込量(使用可能数量) は畜種別使用割合から試算した数量。
- 3:各飼料業界団体の畜種別の使用割合は全農グループ及び日本飼料工業会は推計値、全国酪農業協同組合連合会及び日本養鶏連は 30年度実績
- 4:全国酪農業協同組合連合会及び日本養鶏連の需要見込量には飼料用米のほか一部政府備蓄米及びMA米を含む。
- 5:日本養鶏連の合計にはうずら等その他の需要量が含まれるため内訳と合計は一致しない。
- 6:四捨五入の関係で合計欄が一致しない場合がある。

(参考)【飼料業界主要4団体*の飼料用米生産拡大に向けたメッセージ】(平成28年3月28日公表)

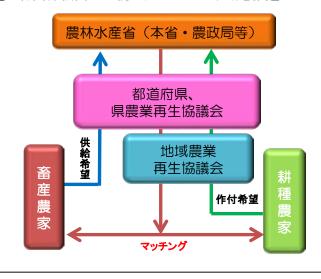
- ・ 飼料業界の主要4団体が、飼料用米の生産拡大に向け、飼料用米に取り組む生産者に対する メッセージをとりまとめ、公表。
- ・ <u>当面の飼料用米の使用可能数量は4団体で120万トン程度</u>と十分に利用できる体制になっており、 安心して飼料用米生産に取り組んでいただきたい旨が記載。

【国産飼料用米の安定供給について(要請)協同組合日本飼料工業会】(令和元年6月21日公表)

- 国産飼料用米の生産が維持・拡大され、今後とも畜産農家・飼料メーカーが安心して飼料用米を継続利用できるよう、産地や稲作生産者に対して安定供給の重要性を説明するとともに、更なる積極的な取組を促すこと。
- 稲作生産者が安心して国産飼料用米の生産に取組めるよう国の支援を安定的に継続すること。
- 国産飼料用米の生産・利用が拡大するような支援策を拡充すること。

○ 畜産農家とのマッチング活動の取組体制

- ① 新たに飼料用米の供給を希望する畜産農家の連絡先 や希望数量・価格等の取引条件を聞き取り、需要者情報 としてとりまとめ、産地側(地域再生協・耕種農家等)へ 提供
- ② 地域(再生協)における飼料用米の作付面積や数量を 聞き取り、産地情報として取りまとめ、利用側(畜産農家 等)へ提供
- ③ 各関係機関が連携し、マッチング活動を推進



飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設(カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等)の整備 を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械の導入や施設の整備を支援。
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(令和3年度概算要求額:245億円の内数)

稲作農家が受益となる施設

- → 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機 能向上を支援。
- ※ 単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複 数施設の再編を行う。

例1:飼料用米のカントリー エレベーターを新設



例2:カントリーエレベーターを 増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

- → 自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応 するために必要な保管・加工施設等の整備を支 援。
 - ※ 長期の利用供給に関する協定を締結すること等が 条件。

例:TMRセンターに飼料用米

保管タンクを増設

- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(令和元年度補正:409億円の内数)
 - (畜産クラスター事業)

→ 畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心 的な経営体(畜産農家、飼料生産組織等)が飼料用 米の保管・加工・給餌するために必要な機械の導入、 施設整備等を支援。







飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴 を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示 す消費者層等から支持を集めつつある。

日本の米育ち 平田牧場金華豚・三元豚

- 事業者名:株式会社平田牧場
 - (山形県酒田市みずほ2丁目)
- 畜産物販売:ネット通販、直営店等
- ブランドの概要

飼料用米を活用した畜産物ブランド化の先駆者とし 豚 て日本最大規模を誇る。大学、研究機関等と連携し、 飼料設計や給与技術の改善、肉質向上に取組み、 全ての豚が飼料用米を活用(肥育前期15%、後期 30%)また、生産・流通・販売まで一貫して行うことで、 収益性の高い高付加価値化を図っている。



日本のこめ豚、米っこ桃豚

- 事業者名:ポークランドグループ (秋田県鹿角郡小坂町)
- 畜産物販売:ネット通販、スーパー等
- ブランドの概要

「農業で幸せになろう」を合言葉に、畜産を中心とし た循環型農業を推進。地元産の飼料用米を使用した 豚肉を「日本のこめ豚」として全国に販売、また県内 のスーパーでは「米っこ桃豚」として販売している。 飼養する全ての豚に離乳後から10%、肥育後期には 30%の飼料用米を与えている。

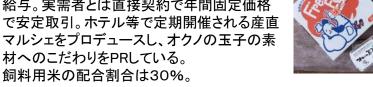




オクノの玉子

- 事業者名:株式会社オクノ(兵庫県加古川市八幡町)
- 畜産物販売:ネット通販、直売所、ホテル等
- ブランドの概要

飼料用米のほか、釧路産サンマ魚粉や赤穂 の塩など、厳選した国産原料を自家配合して 給与。実需者とは直接契約で年間固定価格 で安定取引。ホテル等で定期開催される産直 マルシェをプロデュースし、オクノの玉子の素 材へのこだわりをPRしている。





桜井さんちのひたち米豚

- 事業者名:常陽醗酵農法牧場株式会社 (茨城県牛久市結束町)
- 畜産物販売:スーパー、食肉販売店
- ブランドの概要

餌に乳酸菌などを加えることで腸内細菌を整え、 臭みが少なく肉質が柔らかいのが特徴。飼料用 米のもみ殻は畜舎の敷料として活用し、使用後 は豚糞とともに堆肥化して耕種農家へ田んぼへ 還元している。

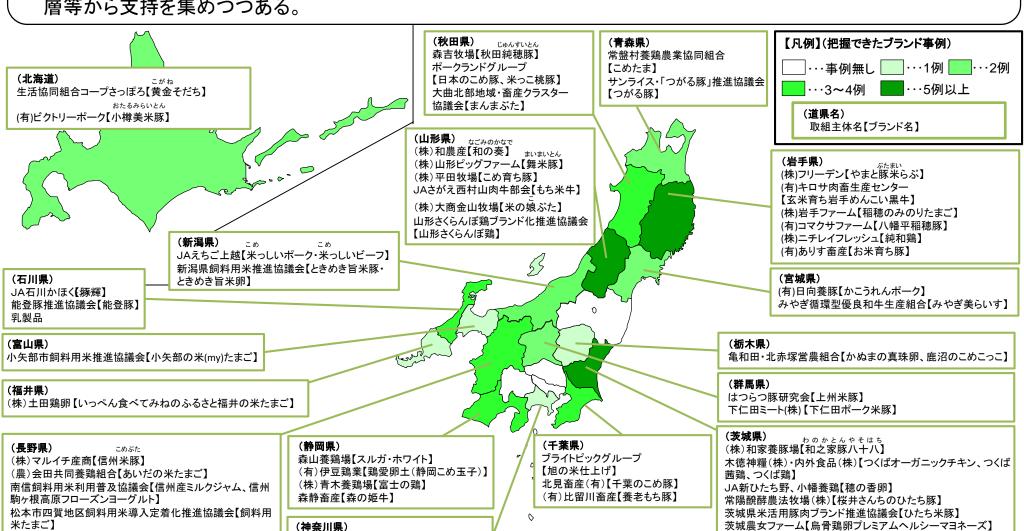
飼料用米の給与割合は肥育豚で50%。





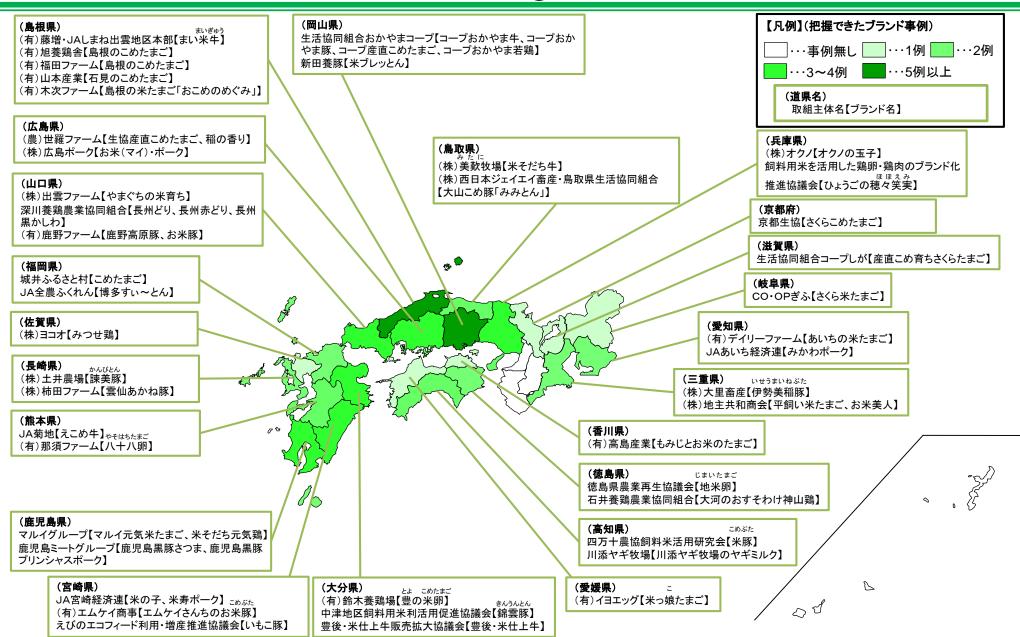
飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例①

- 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。39道府県103事例)
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者 層等から支持を集めつつある。



神奈川中央養鶏協同組合【お米たまご】

飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例②



「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催

■ 趣 旨

飼料用米生産農家の生産水準の向上を推進するため「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から 先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。

■ 内容

全国の飼料用米生産者のうち

- ①多収品種(知事特認含む)で、
- ②作付面積がおおむね 1 ha以上、
- ③生産コスト低減等に取り組む

経営体からの応募を受け、飼料用米の10a当 たりの収量が優れる経営体を表彰します。

■ 褒賞区分

- 農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- 全国農業協同組合中央会会長賞
- 全国農業協同組合連合会会長賞
- 協同組合日本飼料工業会会長賞
- 日本農業新聞賞

■ 令和元年度の農林水産大臣賞の受賞者の概要

【単位収量の部】

○相澤 正之(奈良県奈良市)

品種	作付面積	単収		
べこあおば	1.1ha	940kg/10a		

【地域の平均単収からの増収の部】

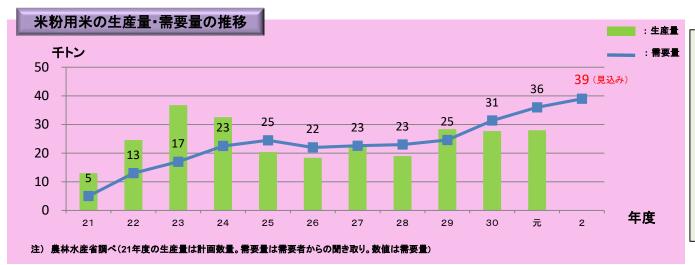
○株式会社アグリイワナガ 代表取締役 岩永 新一郎(佐賀県白石町)

品種	作付面積	地域の単収との差(地域の平均単収)
ミズホチカラ	8.5ha	339kg/10a(276kg/10a)



米粉用米の状況

- 〇 米粉用米の<u>需要量は、平成24年度以降、2万トン程度</u>で推移。米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する<u>「ノングルテン米粉第三者</u> 認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。
- さらなる米粉の国内普及・輸出拡大に向けて、<u>ノングルテン米粉に係るJASの策定</u>を進めており、8月21日に開催されたJAS調査会において、規格制 定について同意が得られ、<u>今秋の告示・制定に向けて作業</u>を進めているところ。



米粉の用途別基準

◆ 米粉の用途別の加工適正の統一表記(1番: 菓子・料理用、2番:パン用、3番:麺用)を行う 「米粉の用途別基準」を平成30年1月から開始。







ノングルテン米粉表示

- ◆ <u>グルテンフリー表示は</u>、グルテンが原因となる疾患対策として、<u>欧米で制度化されている表示制度</u> (グルテンの含有基準値20ppm)。
- ◆ 高品質な日本産米粉をアピールするため、グルテン含有量1ppm以下の製品を対象とした表示制度である、「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年6月から開始。
- ◆ ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを令和元年9月に開始。





ノングルテン米粉の製造工程管理JAS

- ◆ 米粉の製造工程において、グルテンが混入する可能性のある箇所を特定し、グルテンの混入を防ぐことにより、製品のグルテン含有量が1ppm以下となるように製造工程を管理。
- ◆ ノングルテン米粉第三者認証制度による製品 認証との二本柱により<u>米粉の輸出や需要拡大に</u> <u>寄与。</u>

世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、 世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、 2024年には約100億USドルに達する見込み

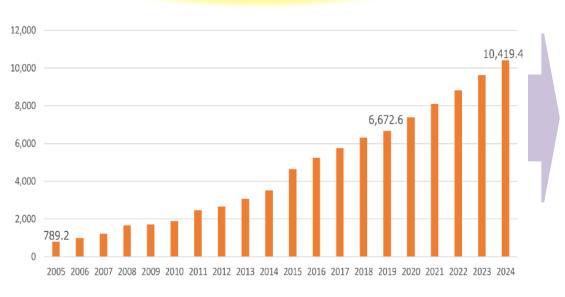


図:世界のグルテンフリー市場

注: 2020年以降は予測値

出所: Euromonitor Dataを基にJFOODOにて作図

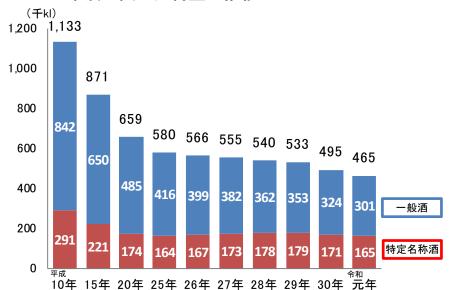
米粉によるグルテンフリー市場の 取り込みに向けて

- ◆ グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成
- ◆ 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加
- ◆ 平成30年6月から、世界最高水準のタンパク質定量技術を活用し、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉製品第三者認証制度」を開始

日本酒原料米の需要動向について

- 日本酒原料米の使用量については、日本酒出荷量の減少に伴い、減少傾向にある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、業務用を中心に日本酒の国内出荷量は大きく減少(▲13%)。特に、酒造好適米の使用量の多い特定名称酒の出荷量が大幅に減少(▲18%)。さらに、輸出についても大幅に減少(▲31%)。
- これにより、<u>酒造好適米の需要量についても大幅に減少</u>しているところ。

〇 日本酒の国内出荷量の推移



資料:日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。

注1:国内出荷量は、清酒課税移出数量。

2:日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒等8種類に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。

〇 日本酒の輸出数量の推移

(単位:千kl)

^{平成} 10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	^{令和} 元年
8	8	12	16	16	18	20	23	26	25

資料:「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

〇 日本酒原料米の使用量

(単位: 千トン)

		10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
E	日本酒原料米	405	315	261	243	248	251	241	240	227
	酒造好適米	99	75	77	76	90	99	97	94	88
	加工用米	86	89	74	95	105	94	93	88	90
	その他	220	151	110	72	53	58	51	58	49

資料:農林水産省による推計値。

〇 令和2年1月以降の日本酒の国内出荷量及び輸出量の推移

(単位:kl)

		R2年								
		1~8月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1	内出荷量 ()年同月比)	236 (87%)	25 (93%)	34 (93%)	37 (87%)	35 (79%)	22 (79%)		31 (96%)	24 (80%)
	特定名称酒 (前年同月比)	78 (82%)	10 (97%)	11 (95%)	11 (82%)	10 (61%)	7 (64%)	10 (92%)	11 (91%)	9 (80%)
	一般酒 (前年同月比)	158 (90%)	15 (90%)	22 (92%)	26 (89%)	25 (88%)	15 (88%)		20 (99%)	15 (80%)
	出量 (年同月比)	12 (69%)	1 (81%)	2 (72%)	2 (64%)	1 (55%)	1 (57%)	1 (66%)	2 (84%)	1 (83%)

資料:国内出荷量は日本酒造組合中央会調べ。輸出量は「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

注:日本酒の一般酒は、国内出荷量から特定名称酒の数量を差し引いて算出。

酒造好適米の需要に応じた生産について

- 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換 会」を毎年開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした<u>酒造好</u> 適米の需要量調査を実施し、調査結果等を公表。
- 令和2年7月に実施した需要量調査によると、
- ① <u>令和2年産</u>については、<u>全体需要量が令和元年産の生産量の▲23千~(▲24%)程度と大幅に減少</u>していることから、<u>大</u>幅な供給過剰
- ② <u>今和3年産</u>については、全体需要量と同水準の生産量とするためには、<u>70~72千½程度の生産量(令和元年産の生産量の</u> <u>の▲26千½(▲27%)程度)</u>となり、令和2年産において大幅な在庫の増加が見込まれることを踏まえると、<u>需給均衡にはさらに大幅な生産抑制が必要</u>

と見込まれる。

〇 酒造好適米の需要量調査の実施状況

	令和2年度
調査期間	令和2年7月
調査対象メーカー数	1,421社
回答酒造メーカー数	730社
回答率(数量ベース)	79 ~ 80%

〇 酒造好適米の需要量調査結果

(単位: 千トン)

平成30年	令和元年年	令和2年	令和3年
(実績)	(実績見込)	(見込)	(見込)
70.0	65.7	58.3	56.4

注:令和2年7月の調査結果。酒造メーカーからの回答があったものの合計。全体需要量(推計)に対するカバー率は79~80%。

〇 酒造好適米の生産状況

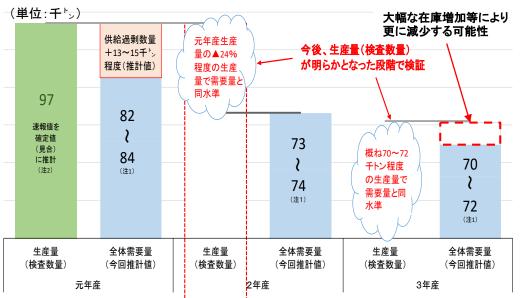
(単位:千り)

平成									令和
10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	元年産
99	75	77	76	90	109	107	102	96	97

資料:「農産物検査結果」(農林水産省)

注:元年産は推計値。

〇 酒造好適米の全体需給の状況(推計)



注1: 各年産の全体需要量(今回推計値)は、今回の需要量調査の数量ベース回収率が、平成30年産酒造 好適米の全体需要量(87~89千½)と今回調査の平成30年産の需要量(約70千½)から約79~80%と 推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

注2: 生産量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和元年産は、令和2年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の進捗率により確定値見合いに推計。

④ コメの輸出・輸入

食料・農業・農村基本計画におけるコメ・コメ加工品の輸出に係る位置づけ

食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日 閣議決定)

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1. 食料の安定供給の確保に関する施策
 - (2) グローバルマーケットの戦略的な開拓
 - ① 農林水産物・食品の輸出促進

国内においては、消費者の低価格志向に加え、今後は本格的な少子高齢化・人口減少に伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれるこのような中で、農業・農村の持続性を確保し農業の生産基盤を維持していくため、品目ごとの特性を踏まえて国内需要に応じた生産を拡大することに加え、我が国の高品質な農林水産物・食品を輸出に仕向けるための努力を官民の総力を挙げて行い、可能な限り輸出を拡大していく。2019年の農林水産物・食品の輸出額は、9,121億円となり、7年連続で増加したものの、1兆円目標には至らなかった。今後の更なる輸出拡大のため、在外公館やJETRO等の諸機関とも連携して、輸出先国・地域の市場規模、インフラ、食の志向等を踏まえた輸出可能性をより深く分析するとともに、海外の食品安全規制への対応の強化、海外の規制・ニーズに応じた生産ができる事業者の育成、輸出先のニーズに応じた供給力の強化、海外で売れる可能性を持った新たな商品の発掘・開発・売り込みの強化、加工による付加価値の高い輸出の取組の強化等を品目ごとの課題に応じた対応を進める。

(中略)

上記の取組を総合的に進め、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(内訳については、少額貨物(1ロット20万円以下)は除き、農産物1.4兆円、林産物0.2兆円、水産物1.2兆円、加工食品2.0兆円)とすることを目指す。

- (6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
 - ③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

(中略)

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況

輸出の現状

○ コメ・コメ加工品の輸出金額はコメ(援助米除く)の輸出が対前年同期比+23%(数量ベースで+20%)と好調ではあるものの、日本酒の減少が大きく、全体の輸出金額では減少(対前年同期比-12%)。数量(原料米換算)ベースでも減少。(対前年同期比-4%。)

	品目名		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		(参考)
				,				対前年同期比	主な輸出先国
74.	コメ加工品	数量(※)	24,135トン	28,340トン	31,741トン	34,851トン	21,399トン	-4%	米国 香港 中国
1 /* .		金額	221億円	261億円	304億円	323億円	184億円	-12%	台湾 韓国 シンガポール
	コメ(援助米	数量	9,986トン	11,841トン	13,794トン	17,381トン	12,574トン	+20%	・ 香港 シンガポール 米国
	を除く)	金額	27億円	32億円	38億円	46億円	34億円	+23%	台湾中国
		数量	3,567トン	3,849トン	4,053トン	4,033トン	2,539トン	-2%	米国
	米菓 (あられ・ せんべい)	原料米 換算	3,032トン	3,272トン	3,445トン	3,428トン	2,158トン	-2%	台湾 香港 シンガポール
		金額	38億円	42億円	44億円	43億円	27億円	-2%	サウジアラビア
		数量	19,737 キロリットル	23,482 キロリットル	25,747 キロリットル	24,928 キロリットル	11,837 キロリットル	-31%	米国
	日本酒 (清酒)	原料米換算	11,117トン	13,227トン	14,502トン	14,041トン	6,667トン	-31%	中国 香港 韓国
	金額	156億円	187億円	222億円	234億円	123億円	-21%	台湾 シンガポール	

新型コロナウイルスの感染拡大がコメ輸出に与える影響

- <u>新型コロナウイルスの感染拡大の結果</u>、各国ではレストランの営業停止等の影響により<u>業務用需要が減少する一方で、小売需要が大きく増加。全体では小売需要の増加が業務用需要の減少を上回り</u>、特に<u>2~5月を中心にコメの</u>輸出数量は大きく増加して推移。
- 〇 最近では、感染拡大の収束、あるいは経済活動の再開に伴い、<u>一部の国では業務用需要が回復している傾向がある一方</u>、「(業務用需要は)前年の水準には達していない」「<u>小売需要が落ち着いてしまい在庫がだぶついている</u>」等の 声も聞かれる。

《主要輸出先国における最近のコメの輸出数量の動向》

			輸出数	数量の対前	前年比			松山東衆名なからの問えたはは田
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	輸出事業者等からの聞きとり結果
香港	+16%	+58%	+53%	+72%	+32%	+40%	-10%	・巣ごもり需要により、 一時、小売需要が大きく増加 したが、 最近は落ち着きが見られる。 ・レストランの営業が再開されたことにより 業務用需要は戻り つつある が、まだ 前年の水準には回復していない 。
シンガポール	+38%	-23%	—24%	±0%	-4%	—19%	-9%	・ロックダウンの発生に伴い、輸出量は一時大きく減少。 ・ロックダウン解除後、営業は元に戻りつつあるが、需要は 前年の水準には回復していない。溜まった在庫を消化して いるとの声も。
アメリカ	+40%	±0%	+44%	+177%	-58%	-40%	—31 %	・日系スーパーの巣ごもり需要により輸出量が大きく伸びて いたが、その後小売需要が落ち着いてしまい輸出量が減 速。
台湾	+198%	+10%	+131%	+27%	+213%	—19%	+17%	・感染拡大の押さえ込みに成功したことから、 大きな影響を 受けておらず、輸出も堅調 に推移。
中国	-67%	+22%	+133%	+28%	+111%	+25%	+936 %	·予定通り順調に輸出しているとの声がある一方、新型コロナウイルスの影響で高級食品の需要が減退し、今後の春節需要に与える影響を懸念する声も聞かれる。
全世界	+40 %	+17%	+37 %	+48 %	-1%	+3%	-4%	80

商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移

- 2019年の輸出数量は17,381トン(対前年比26%増)、輸出金額は約46億円(同23%増)となった。
- 2020年1~8月の輸出数量は12,574トン(対前年同期比20%増)、輸出金額は約33.9億円(同23%増)となった。

	201	•	201	-	201	•	201		201	-	202 (1~)	3月)
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
輸出合計	⊦≻ 7,640	百万円 2,234	ہ۔ 9,986	百万円 2,709	ہر 11,841	百万円 3,198	⊦≻ 13,794	百万円 3,756	اد 17,381	百万円 4,620	⊦≻ 12,574	3,388
	(+69%)	(+56%)	(+31%)	(+21%)	(+19%)	(+18%)	(+16%)	(+17%)	(+26%)	(+23%)	(+20%)	(+23%
香港	2,519	659	3,342	842	4,128	1,016	4,690	1,160	5,436	1,372	4,684	1,236
	(+109%)	(+75%)	(+33%)	(+28%)	(+24%)	(+21%)	(+14%)	(+14%)	(+16%)	(+18%)	(+35%)	(+43)
シンガポール	1,850	463	2,350	539	2,861	642	3,161	694	3,879	802	2,316	496
	(+93%)	(+55%)	(+27%)	(+16%)	(+22%)	(+19%)	(+10%)	(+8%)	(+23%)	(+15%)	(-2%)	(+19
アメリカ	322	103	812	236	986	320	1,282	404	1,980	543	1,320	380
	(+254%)	(+185%)	(+152%)	(+129%)	(+21%)	(+36%)	(+30%)	(+26%)	(+54%)	(+34%)	(+3%)	(+109
台湾	753	268	910	321	943	350	1,173	394	1,262	411	1,121	330
	(+348%)	(+264%)	(+21%)	(+20%)	(+4%)	(+9%)	(+24%)	(+12%)	(+8%)	(+4%)	(+63%)	(+399
中国	568	291	375	163	298	97	524	211	1,007	363	658	205
	(+1,135%)	(+1,429%)	(-34%)	(-44%)	(-21%)	(-40%)	(+76%)	(+117%)	(+92%)	(+72%)	(+50%)	(+24%
オーストラリア	273	84	357	109	476	145	635	197	770	233	667	203
	(+44%)	(+51%)	(+31%)	(+30%)	(+33%)	(+33%)	(+33%)	(+37%)	(+21%)	(+18%)	(+43%)	(+459
タイ	208	37	395	71	192	51	320	81	578	145	346	91
	(+890%)	(+321%)	(+90%)	(+93%)	(-51%)	(-29%)	(+67%)	(+60%)	(+81%)	(+79%)	(-10%)	(-49
イギリス	189	60	326	98	695	191	422	121	450	131	282	80
***************************************	(+226%)	(+160%)	(+72%)	(+64%)	(+113%)	(+94%)	(-39%)	(-37%)	(+7%)	(+8%)	(-7%)	(-89
ベトナム	142	15	74	16	101	33	118	37	213	65	77	22
***************************************	(+788%)	(+195%)	(-48%)	(+6%)	(+36%)	(+108%)	(+17%)	(+11%)	(+81%)	(+75%)	(-29%)	(-319
ロシア	30	10	74	25	78	31	120	43	174	64	131	47
	(-45%)	(-51%)	(+147%)	(+162%)	(+5%)	(+21%)	(+54%)	(+39%)	(+45%)	(+50%)	(+64%)	(+599
マレーシア	124	41	167	45	259	62	221	51	234	59	116	30
	(+1,967%)	(+1,862%)	(+35%)	(+10%)	(+55%)	(+40%)	(-15%)	(-17%)	(+6%)	(+14%)	(-9%)	(-59
モンゴル	134	24	198	33	203	32	336	56	315	53	227	37
***************************************	(+84%)	(+68%)	(+48%)	(+37%)	(+3%)	(-4%)	(+66%)	(+73%)	(-6%)	(-5%)	(+15%)	(+109
その他	528	179	606	211	621	228	792	307	1,083	380	629	231
	(+81%)	(+57%)	(+15%)	(+17%)	(+2%)	(+8%)	(+28%)	(+35%)	(+37%)	(+24%)	(+10%)	(+10%

資料:財務省「貿易統計」(政府による食糧援助を除く。)

注1:()内は対前年同期増減率である。

注2:数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要

- 1. 設立
- 平成26年11月27日

(前身の全国米関連食品輸出促進会から改称し、組織目的を明確化し、オールジャパンの輸出団体として平成26年11月27日に設立。平成27年8月13日に一般社団法人化。)

- 2. 目的
- 1. 我が国の良質なコメ・コメ関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること
- 2. 輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること
- 3. 輸出拡大にむけて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること
- 3. 事業内容
- 1. オールジャパンのブランド育成
- 2. 海外市場開拓調査
- 3. 産地PR・国内商談会
- 4. 海外販売促進活動
- 5. 会員ニーズに基づく共同の取組の促進等
- 4. 会員数
- 48会員(令和2年9月30日現在)

全国農業協同組合連合会、木徳神糧株式会社、株式会社神明、千田みずほ株式会社、板橋貿易株式会社、全国米穀販売事業共済協同組合、白鶴酒造株式会社、全国米菓工業組合等

コメ・コメ関連食品の輸出拡大に向けた取組

- 〇 コメ・コメ関連食品の輸出拡大のため、他の品目に先がけて、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体(全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会)を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会は、統一ロゴマークの開発・発表、海外でのPRイベント等を開催。
- (1)日本産品であることの識別を容易にし、その品質等を海外の消費者にアピールするため、日本産米・米加工品輸出の統一ロゴマークを開発し、国内で発表(平成27年3月13日)。(農林水産大臣出席、国内メディア約30社が参加)

ロゴマークと併せてQRコードを表示し、日本産米に関する映像コンテンツを含むWEBページにリンクさせることにより、日本産米の良さを映像でPRする仕組みを構築。

〈 日本産米輸出の統一ロゴマーク 〉



THIS IS JAPAN QUALITY 日本のおいしい米。



(注) QRコードから、日本産米・米加工 品のPR映像が流れるHPへリンク

- (2) 海外においても、統一ロゴマークを用いて、日本産米・米関連食品のPRイベントを開催。
 - ① 米国 日本酒のPR・商談会(2018年4月30日~5月3日)
 - ② 香港 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR(2018年8月16日~18日)
 - ③ シンガポール 米菓のPR・セミナー(2018年10月19日~21日)
- ④ 上海 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR (2018年11月5日~10日)
- ⑤ 香港 日本産米のPR・セミナー(2018年12月10日)
- ⑥ 北京 日本酒のPR・セミナー(2019年1月17日)
- ⑦ 中国 パックご飯・米菓・日本酒のPR(2019年1月~3月)
- ⑧ 米国 日本酒のPR・セミナー・商談会(2019年2月23日~3月2日)
- ⑨ 中国 パックご飯のPR(2019年6月~7月)
- ① 北京 日本酒のPR(2019年7月19日~21日)
- ① 香港 日本産米のPR(2019年9月~10月)
- ① 上海 日本産米の商談会(2019年11月5日~10日)
- ③ マカオ 日本種のPR・商談会(2019年12月18日~21日)
- (4) 北米 米菓のPR・商談会(2020年1月18日~25日)

香港高級中華料理店での日本産米を使用 したメニューフェアの実施 (2019年9月30日~10月31日)

香港の高級中華料理店(7店舗)において、当地で著名なシェフの考案による日本産米を使用したメニューフェアを実施。フェアに先立ち、9月17日に開催したメディア試食会には11社の現地メディアが参加。



春節向け日本産包装米飯およびコメ加工品ギフト品評会の実施(2020年9月23日(上海)・25日(北京))

中国の大手百貨店等のバイヤー(上海・北京の2会場:約60名)に対し、 日本産包装米飯や日本酒・米菓等を 組み合わせた春節需要向けギフトボックスを試食等によりPR。バイヤー からは日本産米や日本酒の美味しさ を評価する声が聞かれ、今後は契約 に向け引き続き商談を実施。



コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想(平成29年9月8日公表)

我が国のコメの消費量が毎年約10万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上やコメ農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題。

→ そのため、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、<u>コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、</u> 戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しする。

「戦略的輸出事業者」と連携して、 輸出用米の安定的な生産に取り組む「戦略的輸出基地」づくりを推進

産地と事業者の 結びつきの強化・拡大

(1)戦略的輸出事業者

令和元年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の<u>戦略的な拡大に取り組む輸出事業</u>者を「戦略的輸出事業者」として特定。



「戦略的輸出事業者」等と連携した プロモーション等により、輸出先国に おける日本産米の需要を拡大

連携したプロモーション等 の実施

(2)戦略的輸出基地(産地)

輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出 用米の安定的な生産に取り組む産地(法 人・団体)を「戦略的輸出基地」として特定。





コメ輸出の飛躍的拡大

目標:10万トン

(3)戦略的輸出ターゲット国

「戦略的輸出事業者」が輸出を拡大する国を中心に、<u>重点的にプロモーション等を行う「戦略的輸出ターゲット国」を特定</u>。

→ 中国、香港、シンガポール、米国、EU等





コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの参加状況(令和2年9月30日時点)

戦略的輸出事業者参加状況(2020年9月30日時点)

74事業者(目標数量合計:14万トン※)

○ 主な戦略的輸出事業者(輸出目標上位5事業者を抜粋)

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国•地域
(株)神明	30,000トン	香港、中国
木徳神糧㈱	30,000トン	中国、台湾、タイ、ベトナム等
JA全農	20,000トン	中国、シンガオ゚ール、他アジア、中東、EU、米国等
(株)Wakka Japan	15,000トン	香港、シンガポール、台湾、ハワイ、 米国本土、タイ、中国
全農パールライス(株)	10,000トン	中国、台湾、ヨーロッパ、米国、 香港、シンカボポール、タイ、ロシア等

※ 輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計 上される場合もある。

戦略的輸出基地(産地)参加状況(2020年9月30日時点)

- (1) 団体・法人 254産地
- (2) 都道府県単位の集荷団体等 21団体 (JA全農県本部、経済連)
 - ((1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等)
- (3) 全国単位の集荷団体等 1団体(JA全農) ((1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の 団体等)
- 主な戦略的輸出基地(輸出実績上位5産地を抜粋)

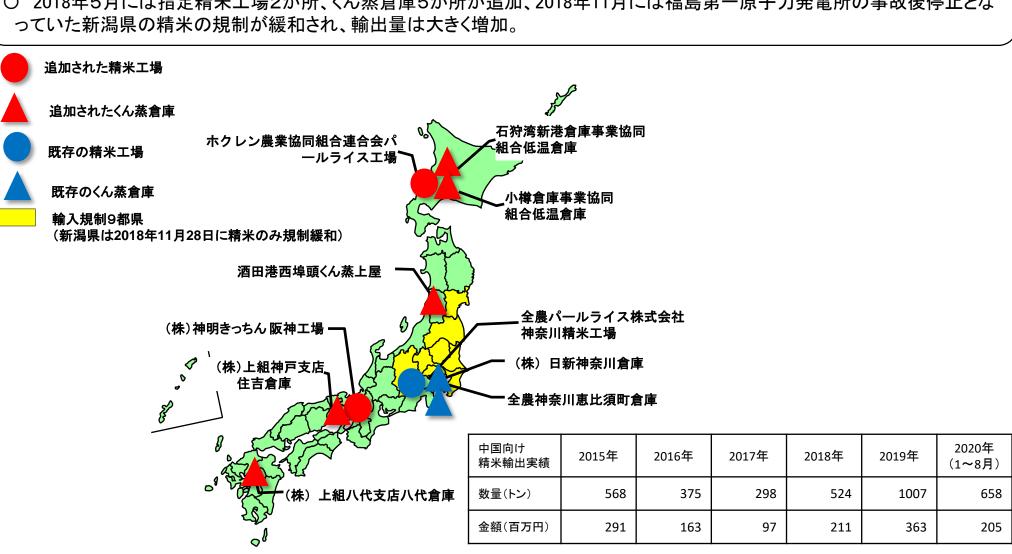
	. 団体】		【莀耒法人】							
	都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地						
	新潟県	JAグループ新潟	新潟県	株式会社新潟農商						
		米輸出推進協議会	新潟県	新・新潟米ネットワーク						
	宮城県	JAみやぎ登米	N	茨城県産						
	富山県	JAみな穂	茨城県	米輸出推進協議会						
	岩手県	JA岩手ふるさと	山形県	(株)庄内こめ工房						
	秋田県	JA秋田おばこ	北海道	(株)ショクレン北海道						

戦略的輸出ターゲット国

戦略的輸出事業者から提出された「重点的に輸出を拡大する国・地域」は以下のとおり。 中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、米国、カナダ、EU、スイス、オーストラリア、ロシア、中東、インド

中国向けコメ輸出の状況

- 中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場(3か所)における精米及びくん蒸倉庫(7か所)におけるくん蒸が必要。
- また、福島第一原子力発電所事故により、9都県産米の輸出は停止。
- 2018年5月には指定精米工場2か所、くん蒸倉庫5か所が追加、2018年11月には福島第一原子力発電所の事故後停止とな



経営規模・生産コスト等の内外比較

- □ 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格 差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して7倍の差(2018年)。
- □ 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。 一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本	米国	EU				豪州
	(2019年)	(2019年)	(2016年)	ドイツ	フランス	イギリス	(2018年)
平均経営面積 (ha)	3.0	179.7	16.6	60.5	60.9	90.1	4442.9

出典:日本は、「平成31年農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2019 Summary」(米国農務省)

EUは、「Eurostat:」(欧州委員会)

豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2019」(豪州農漁業省)

注:日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

EU及び豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

「コメ農家の経営規模]

- 日本(コメ農家(販売農家)の平均):約1ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均):約161ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均): 約51ha
- ・中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均):10ha程度

(※300haを超える農家もある)

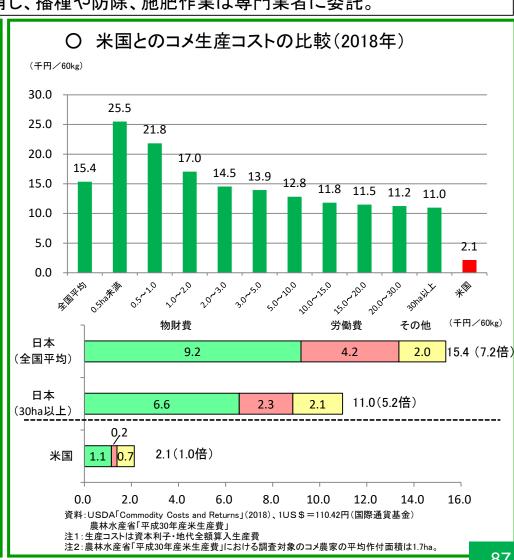
出典: 日本は、「2015 年 世界農林業センサス」(農林水産省)

米国は、「2017 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

豪州は、「Statistical Summary (2019 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

中国は、民間研究報告より

日本の農業経営規模に比べ、EUは約6倍、米国は約60倍、豪州は約1,490 倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約160倍。



日米の水稲栽培法の主な違い

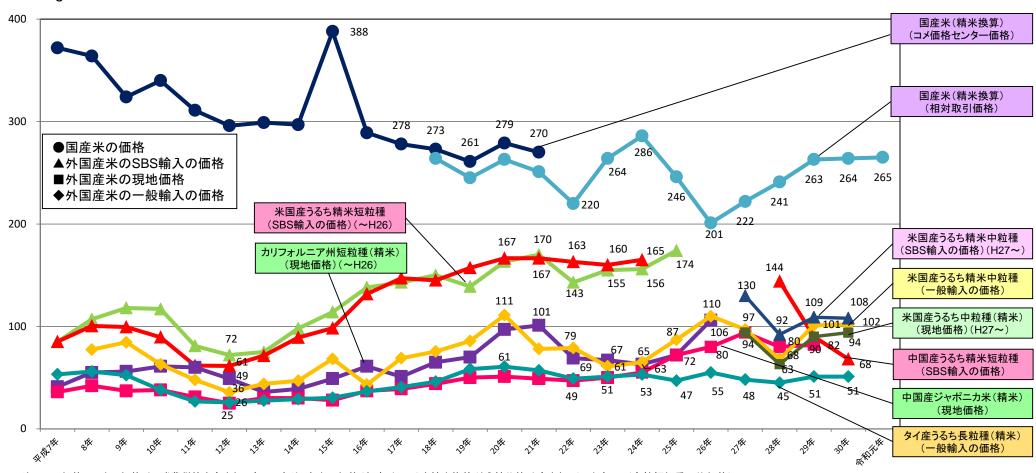
○ 我が国は、0.3~0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000㎡]	水稲作付面積 全国平均 1.4ha	約320ha 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 1 区画規模 ~10ha程度
トラクター	20~50馬力 (30馬力: 0.2ha/時	95~225馬力 →購入又はリース (200馬力:1.2ha/時)
播種·育苗·移植 直播	ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 4~10条植: 0.2~0.45ha/時	種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	自脱型コンバイン 3~6条刈: 0.15~0.3ha/時	大型コンバイン →購入又はリース (刈幅6m:1ha/時

コメの内外価格差

) 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



- 注1:コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)
- 注2:相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和元年産は出回りから令和2年8月まで))を精米換算したもの。 (全銘柄加重平均 価格)
- 注3:SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格)26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度~27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。
- 注4:一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)
- 注5:カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1~10月のデータはなし。
- 注6:米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月~3月の平均価格)。
- 注7:中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業発展報告」(中華人民共和国農業部)
- 注8: 為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針 を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合に はミニマム・アクセス数量の全量を輸入。
- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

> 平成5年12月17日 閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策 米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わ ないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、 国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立っ た備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる 新たな米管理システムを整備する。 〇 MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、<u>我が国が負う法的義務の内容</u>は、コメの国内消費量の一定割合の数量について<u>輸入機会を提供するこ</u>とである。
- (2) ただし、コメは<u>国家貿易品目として国が輸入を行う</u>立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、<u>通常の場合には当該数</u> <u>量の輸入を行うべきもの</u>と考えている。
- (3) しかし、<u>我が国が輸入しようとしても</u>、輸出国が凶作で輸出余力がない等<u>客観的に輸入が困難な状況</u>もありえないわけではなく、<u>かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。</u>

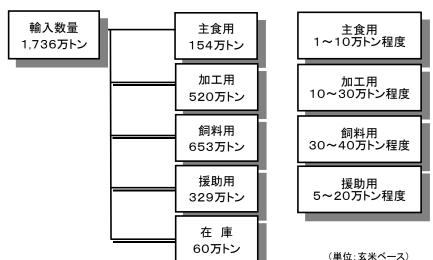
(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に 活用。

O MA米の販売状況(令和元年10月末現在)

平成7年4月~令和元年10月末の合計

単年度の平均的販売数量



- 注1:「輸入数量」は、令和元年10月末時点の政府買入実績。
- 注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。

(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(151万トン)、飼料用等(214万トン)に活用。)

- 注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
- 注4:「在庫」は、令和元年10月末時点の数量。
- 注5:在庫60万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
- 注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した 16万トンがある。
- 注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

O MA米の販売状況(年度別)

(単位:万玄米トン)

販売先	平成 8RY					平成 13RY					平成 18RY														
主食用	-	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	154
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	520
飼料用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	653
援助用	-	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	329
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	_

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である (例えば令和元RYであれば、平成30年11月から令和元年10月まで)。

注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。

注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

O MA米の食糧援助への活用に当たっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- 財政負担が必要
- 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
 - → 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
 - → 輸入品と国産品を同じように扱う必要

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

O MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

8万円 / トンの輸入米 2万円 / トンで飼料用に販売

差し引き6万円/トン の財政負担

50万トン飼料用として売却すれば 300億円

MA米の援助への活用

8万円 / トンの輸入米に 2万円 / トンの輸送費を負担して援助

合わせて10万円/トン [≻]の財政負担

50万トン援助すれば 500億円

MA米の在庫

1年間で、1万円/トンの保管料

100万トンを1年間在庫すれば 100億円

注: 平成26~30年度のデータ等を基に試算。

O MA米の損益全体

(単位:億円)

		7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)
売買損益①		▲ 43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16
	売上原価	▲ 97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲ 546
	買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲ 523	▲493
	売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562
管理	理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240
	保管料	▲ 6	▲39	▲60	▲ 59	▲66	▲ 75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184
損益	益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224

注5

		19年度(2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度(2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)
売買損益①		49	▲25	▲ 135	▲ 228	▲224	36	▲28	▲295	▲ 375	▲ 234	▲ 67	▲ 235
	売上原価	▲ 597	▲595	▲779	▲611	▲649	▲ 501	▲485	▲629	▲ 697	▲ 592	▲ 554	▲ 611
	買入額	▲ 577	▲646	▲708	▲ 506	▲630	▲ 518	▲498	▲629	▲ 663	▲ 579	▲ 605	▲ 599
	売却額	646	570	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376
管3	理経費②	▲265	▲179	▲ 203	▲ 152	▲138	▲ 121	▲122	▲ 117	1 30	▲ 117	▲ 95	▲ 76
	保管料	▲133	▲92	▲ 113	▲ 92	▲92	▲ 82	▲86	▲89	▲ 86	▲ 72	▲ 61	▲ 56
損益合計 (①+②)		▲216	▲204	▲ 338	▲ 380	▲362	▲ 85	▲150	▲ 412	▲ 505	▲ 351	▲ 163	▲ 311

注1:数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2:「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注3:「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4:「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5: 平成11~13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理 勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6:MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

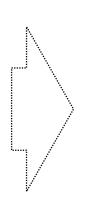
TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- 〇 TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、<u>豪州にSBS方</u> 式の国別枠を設定。(米と米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、<u>当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン</u>。入札は、毎年度、<u>5月から2ヶ月ごとに</u> 年6回実施する。

既存のWTO枠(77万玄米トン)

既存の一般輸入 加工用に販売する他、飼料用・援助 用等に活用

既存のSBS枠 10万実トン (品種・用途限定なし)



既存のWTO枠(77万玄米トン)

既存の一般輸入 加工用に販売する他、飼料用・援助 用等に活用

> 既存のSBS枠 10万実トン (品種・用途限定なし)

国別枠(SBS枠)【注】

豪州枠:0.6万実トン(当初3年維持)

→0.84万実トン(13年目以降)

注:円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

O TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(%)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	40 (2020.9時点)										

[※]協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量

注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

- Ⅱ TPP等関連政策の目標
- 3 分野別施策展開
- (1)農林水産業
- ①強い農林水産業の構築(体質強化対策)
- 〇高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

輸出重点品目のほぼ全てで獲得された関税撤廃等の成果を最大限活用するため、<u>高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出のための司令塔組織の創設と合わせて、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善及び国内の輸出環境整備、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)や有機等の国際的認証の取得等によるグローバル産地づくりの強化、戦略的プロモーションの強化、輸出に取り組む事業者の施設整備の支援や資金供給の円滑化、流通などの商流の体制強化、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。また、モノの輸出のみならず食産業の海外展開など、生産者等の所得につながる海外需要の獲得のための取組を推進する。</u>

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

- ②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)
- 〇米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、<u>毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる</u>。

- Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策
- 3 分野別施策展開
- (1)農林水産業
- ①強い農林水産業の構築(体質強化対策)
- ○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(<u>米</u>・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・花き・林産物・水産物などの<u>重点品目のJETRO等を活用した輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等による輸出環境の整備</u>、日本発の食品安全管理規格等の策定、輸出向け施設整備等産地対策の強化、<u>産地と外食・中食等が連携した新商</u>品開発、訪日外国人旅行者への食体験の充実を通じた地域農林水産物等の販売促進、輸出に取り組む事業者への資金供給の円滑化)

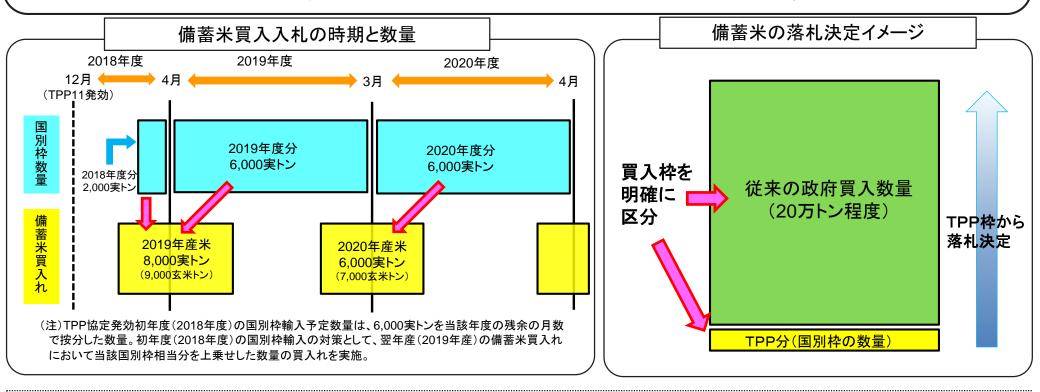
○国際競争力のある産地イノベーションの促進

(産地パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備)

(産地生産基盤パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培 体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹 園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、 製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

- 政府備蓄米の運営の見直しについて、
 - ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP 国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
 - ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
 - ③ <u>従来分とTPP分を区分</u>し、TPP枠から先に落札決定する ことにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。



O 総合的なTPP等関連政策大綱(令和元年12月5日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。